

令和元年度第3回袖ヶ浦市行政改革推進委員会 会議録要旨

1 開催日時 令和2年2月25日(火) 午後2時30分開会

2 開催場所 市役所7階会議室

3 出席委員

会 長	宗政 恒興	委 員	鈴木 和雄
委 員	江澤 国夫	委 員	中山 朝子
委 員	高品 恵美子	委 員	池田 弥栄子
委 員	根本 典子		

(欠席委員)

職務代理	吉岡 眞史	委 員	成松 薫
委 員	佐藤 優子		

4 出席職員(事務局)

市 長	粕谷 智浩
総務部長	小泉 政洋
行政管理課長	川口 秀
行政管理課 副参事	平野 剛志
行政管理課 主査	小久保 雄希

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) パブリックコメントの実施結果について
- (2) 第7次行政改革大綱(最終案)について
- (3) 第7次行政改革大綱 アクションプラン(最終案)について
- (4) その他

7 議 事

【議題1 パブリックコメントの実施結果について】

資料①「第7次行政改革大綱(案)に係るパブリックコメント手続の実施に

ついて」により行政管理課から説明。

**【質疑等】**

なし。

**【議題2 第7次行政改革大綱（最終案）について】**

資料②「第7次行政改革大綱（案）」により行政管理課から説明。

**【質疑等】**

**鈴木委員**

経常収支比率を90%に修正したことは改革に相応しい数字になったので評価できると思いますが、目標値の試算根拠が見えていないと感じます。2015年度の90.9%に近い数字であり、目標年度の2025年度からすれば10年前に戻る数字だと読み取れると思います。市民から見て納得のいくよう実のあるものにしていく必要があると思います。

**事務局**

財政部局と様々な調整を図り、総合計画とも整合を図りながら将来の財政的な計画も併せて作り色々な試算した結果、出てきた数字であります。経常収支比率は従前は70%台が適正と言われておりましたが、昨今の各自治体の状況を見ると90%を超えているところが多くなっております。この90%は感覚として高い目標値であると思っております。本市の経常収支比率を1%改善するには約1.4億円の歳出を削減するか歳入を増やさなければなりません。平成30年度決算の94.5%の4.5%を下げるには、かなり大きな見直しをしなければならないと考えております。目標値として、しっかり実施してまいりますので、ご理解いただければと思います。

**【議題3 第7次行政改革大綱 アクションプラン（最終案）について】**

資料③「第7次行政改革大綱 アクションプラン（案）」により行政管理課から説明。

**【質疑等】**

**江澤委員**

11ページ(3)「地域課題を解決する官民連携での新しい技術の活用」③「新たな医療情報提供システムの検討」とは、本市だけなのか、地域4市共同でということも考えて、これから具体的にしていくということなのでしょう。

**事務局**

現在、具体的な方策等は決まっておりますが、近隣他市も含めまして、君津木更津医師会との連携も視野に入れながらシステム構築することを検討しております。一方で他市の財政状況等の違いもありますし、本市は市長の

主要施策ということで取組むこととなりますので、連携が叶わなかった場合は単独で実施することも含めて検討するということを聞いております。

#### **高品委員**

6 ページ（4）「受益者負担の適正化」に追加された②「受益者負担の随時見直し」では、自分たちが利用する公共施設の利用者負担の見直しをしなくてはならないので難しいと思いました。

#### **事務局**

行政改革の一部については、市民サービスの内容にかかわってくる部分があります。①の取組項目よりも前倒しして見直しが必要なものは見直しできるようにということで、②を追加しておりますので、ご理解いただければと思います。

### **【議題4 その他】**

#### **事務局**

本会議にて、いただきました内容につきましては、最終案に反映すべきことは無かったと思いますが、事務局で精査いたします。委員の皆様には、事務局から本日、この内容にて本委員会に諮問させていただいたということになりますので、よろしく願いいたします。

#### **宗政会長**

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。なお、このたびの諮問を受け、本委員会からの答申につきましては、本会議の中で頂きましたご意見等を基本に、会長一任で調整させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

#### **各委員**

異議なし。

#### **宗政会長**

それでは、私が答申（案）については作成し、後日、郵送にて皆様に内容のご確認をしていただきまして、答申書を整え、市長に手渡す運びとさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

#### **事務局**

以上をもちまして、令和元年度第3回袖ヶ浦市行政改革推進委員会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、慎重なご審議、ありがとうございました。

# 令和元年度第3回袖ヶ浦市行政改革推進委員会会議

日時 令和2年2月25日(火)

14時30分から

場所 袖ヶ浦市役所7階会議室

## 次 第

1 開 会

2 辞令交付式

3 会長あいさつ

4 市長あいさつ

5 議 題

(1) パブリックコメントの実施結果について【資料①】、【参考】

(2) 第7次行政改革大綱(最終案)について【資料②】

(3) 第7次行政改革大綱 アクションプラン(最終案)について【資料③】

(4) その他

6 閉 会

## 第7次行政改革大綱（案）に係るパブリックコメント手続の実施について

## 1 意見募集の概要

(1) 意見の募集期間 令和元年12月23日（月）～令和2年1月22日（水）

(2) 提出者数・意見数 1人・ 11件

(3) 意見の分類と市の対応状況

対応区分		件数
A	意見を反映し、原案を修正したもの	1件
B	意見の趣旨・考え方が既に原案に盛り込まれているもの	0件
C	意見を反映しないで、原案どおりとしたもの	1件
D	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	9件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	<p>令和元年12月15日発行の広報そでがうらに7件のパブリックコメントの意見の募集があった。            この中総合計画を下支えする「第7次行政改革大綱（案）」案件について応募することにした。            正直なところ提出を躊躇した。その理由は「パブリックコメントを提出してもムダだろう」「すでに庁内協議や委員会の審議が済んでいて変更はできないよ」「単なる行政手続だよ」という声をよく耳にする。            まずは参考までに第6次行政経営計画のパブリックコメント結果を振り返ってみる。3名、16件の意見が寄せられたとある。</p> <p>意見の分類と市の対応状況            A: 意見を反映し、素案を修正したもの 0件            B: 意見の趣旨・考え方が既に素案に盛り込まれているもの 3件            C: 意見を反映しないで、素案通りとしたもの 1件            D: その他の意見、素案とは関係ないもの、今後の参考とするもの 12件</p> <p>この結果から言えることはすでに出来上がった計画案への意見反映が難しいかがわかる。他案件のパブリックコメントでも同様とってよい。            パブリックコメントの活性化を図るための提案は過去「自治基本条例制定委員会」で提題されており、また第6次行政改革推進委員会でも検討された経緯がある。行政側は「今後パブリックインボルブメントについて検討する」との答えであった。少なくとも5年前からの課題であったはずである。            今7次パブリックコメントでの取り組みはどうだったのか、今後のパブリックコメント活性化方策について伺いたい。</p>	D	<p>パブリックコメントの実施は、市民の市政参画の機会を拡大し、市政の公正の確保及び透明性の向上を図り、市民との協働による開かれた市政の推進に資するものだと考えております。今回のパブリックコメントは、「第7次行政改革大綱（案）」の内容について、意見を募集したものであり、左記のご意見等につきまして、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、行政改革における市民参画の機会に関しては、このたびのパブリックコメントの実施や、市民委員からなる行政改革推進委員会を設置し、市民の方々からの意見聴取を行っております。</p> <p>また、このたびの行政改革にて取り組む内容につきましては、市民サービスへの影響を伴うものもあり、必要に応じて、それぞれの取り組みで市民アンケートや座談会、説明会等を実施して市民参画の機会を増やし、様々なご意見をいただきながら、進めていく必要があると考えています。</p>

整理番号	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
2	<p>呼称の変更について問う 第7次から「行政改革」と改称された。遡れば第1次から第3次までは「行政改革」だったものが第5次に「行政経営計画」と改称され、6次はそのまま「行政経営計画」が引き継がれた。 当時の出口市長は経営計画と改称された理由を第5次行政改革推進委員会で以下のように述べていると記憶する。 ・5年ほど前から先進自治体が「経営計画」と呼称するようになった。行政改革は行政経営のツールであることから5次から呼称を行政経営計画と改めた。 また議会でこう述べている。 ・常に自らを改革していく行政経営を行うことによって、行政改革を一層推進していくことを狙いとして・・・ ・総合計画の着実な推進を図るため（略）効果的、効率的な行政運営に計画的に取り組む行政改革・・・と 第7次からなぜ改称したのかの説明がない。 改称の理由と狙いは何か、 提案として「行財政改革・業務改善（カイゼン）計画」と改称することを提案する。 理由としてはアクションプランの狙いは行財政改革であり且つ日常業務の改善である。更に厳しい言い方をすればアクションプランの中に特筆すべき改革に相当するものが見当たらないし業務改善の延長のように思われる。 呼称を「行財政改革・業務改善（カイゼン）計画」へ改称することを提案したい。他の先進自治体でも同様な呼称をしているところがある。</p>	C	<p>本市では、ご意見の中でも記載いただいておりますとおり、第5次行政改革大綱から「行政経営計画」との冠名をつけて、行政改革の取組みを進めて参りました。 これは地方分権の推進に伴い、地域自らがその実情に即した行政運営を主体的かつ効果的に行うため、民間的な経営感覚を意識した取組みが必要であるとする考えからです。 この基本的な考え方については、変更はございませんが、このたびの呼称の変更については、策定作業の中で、行政経営という視点は、本来、行政改革だけではなく、財政に関する計画や総合計画をはじめとした各種事業計画等が網羅されていなければならないのではないかと、また「行政経営計画」と「行政改革大綱」との呼び名が2つあることが分かりづらい等の意見があり、これまでの行政改革の継続的な取組み等を考慮し、行政改革大綱の呼び名を残して「行政経営計画」の呼び名を削除したものです。 なお、ご意見の中において記載いただいております「行政改革は行政経営のツール」とする考え方は変わっておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。</p>
3	<p>第6次行政経営計画の評価 平成30年度取組結果によれば達成状況は以下のように報告されている（取り組み項目数55） ・推進（第6次で改革完了、7次で推進と理解）39件（71%） ・平成30年度達成5件（9%） ・空欄（評価中？）11件（20%） 上記から第6次の改革項目は80%が完了、また年度ごとの進捗状況も殆どが「予定通り」であり職員各位の不断の努力の成果と敬意を表したい。 完了した項目はそのまま日常業務として引き継がれていると理解してよいか。</p>	D	<p>第6次行政改革大綱にて取組みを進めてきました内容については、これからも日常業務の中で継続的に取組んでまいります。</p>

整理番号	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
4	<p>アクションプランとして55項目取り上げているが中身を見ると15項目が第6次で完了し第7次で継続実施となっている。既に業務システムとして標準化されルーテン業務として遂行されているのであれば第7次改革項目として入れるべきではないと思う。</p> <p>一例を挙げれば税金の未申告指導推進、物件費の抑制、政策決定における財務諸表の活用、時間外勤務の抑制、特別会計及び企業会計の健全な運営などは日常業務そのものではないかと思う。少なくとも15項目が該当すると思われる。</p> <p>単に職員に対しての意識付けする為の記載なら不要ではないか。削除を提案する。</p>	D	<p>第6次行政改革大綱において取組みが完了し、第7次行政改革大綱においても引き続き取組む項目については、新たに高い目標を設定して取組むものや、違った視点で更なる効果を目指すもの等があり、基本的に全く同じ内容の取組みを継続する予定はありません。</p> <p>なお、今回のパブリックコメントは、「第7次行政改革大綱（案）」の内容について、意見を募集したものであり、アクションプランは参考資料として添付しております。</p> <p>アクションプランにつきまして、現在、市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との最終的な調整を行っております。左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>アクションプラン項目の表示が平易でメリハリが感じられない。新規、第6次からの継続、重要度、優先度、市長方針などと層別しわかりやすい表示を提案する。</p>	D	<p>このたびのパブリックコメントは、「第7次行政改革大綱（案）」の内容について、意見を募集したものであり、参考資料として添付いたしましたアクションプランに係る左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>スケジュールが6年間ありきの中で計画されているように思える。</p> <p>上記の作業（アクションプラン項目に、新規、第6次からの継続、重要度、優先度、市長方針などと層別しわかりやすい表示にする。）を行ったうえで年度別に「業務負荷表」（業務負荷山積み表）的なものを作成し全庁的に業務負荷量の平準化を図り、弾力的な職員の配置に結びつける。</p> <p>このことが職場の働き方改革にも寄与すると思われる。</p>	D	<p>このたびのパブリックコメントは、「第7次行政改革大綱（案）」の内容について、意見を募集したものであり、参考資料として添付いたしましたアクションプランに係る左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、取組みスケジュールに関しましては特に期間に制約を設けているものではなく、職員の配置につきましても、行政改革に係る業務だけではなく、通常業務等との状況をも考慮し、適切な職場体制を維持できるよう努めていく考えであります。</p>

整理 番号	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
7	各アクションプランの目指すべき改革の効果に定量的な目標値を入れるべき。	D	<p>アクションプランにつきまして、現在、市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との最終的な調整を行っております。左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見にありますとおり、本来、行政改革は、その効果、成果を見定め取組むものと認識しておりますが、このたびの参考資料であるアクションプランには、紙面上での情報量も限りがあるため、目標値の表記はしておりません。</p> <p>このたびの「第7次行政改革大綱（案）」につきましては、その位置付けを総合計画の下支えとしていることから、アクションプランの策定に際しましては、目標値やスケジュール等に関しまして、総合計画との整合を図る考えであります。</p> <p>また、本市にとって有益な取組みであるかどうか検討を経てから目標値を設定する予定であるもの等もあり、全ての取組みについて当初から目標値の設定を行うことは困難であるとも考えております。</p> <p>よって、目標値については、今後、取組みの実績をホームページ等で掲載していく中で、表記できるものから公表していくことを考えております。</p>
8	<p>経常収支比率目標値2025年度92.1%は甘くないか。</p> <p>君津4市の財政優良児であった当市は経常収支比率が年々右肩下がりで悪化、平成30年度は94.5%で最下位、財政調整基金も減少の一途である。</p> <p>平成30年度の実績を見ると千葉県のが平均値が92.1%、君津市90.1%、富津市89.8% 木更津市が本市に次いで悪く93.4%である。90%を目指さないか。</p>	A	<p>経常収支比率は、財政の硬直化を示す指標です。本市では、その上昇が懸念されており、平成30年度においては94.5%でした。このたび、行政改革の目標値としては、令和7年度（2025年度）に92.1%としておりましたが、財政部局等とも調整を図り、90%を目指すものと、目標値の変更をさせていただきます。</p>

整理 番号	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
9	<p>名称の変更を提案したい 「第7次行政改革アクションプラン」を「第7次行財政改革・業務改善実行プラン」への変更をすることを提案する。</p>	D	<p>アクションプランにつきまして、現在、市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との最終的な調整を行っております。左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>第1の柱 3-(3)(4) 8ページ (3) 健康福祉支援室及び地域包括支援センターの在り方検討 (4) 私立保育所、幼稚園の在り方の検討 計画では検討、準備に3年、実施開始4年目?5年目?からである。少子高齢化が急速に進展している中で喫緊の課題である。計画の見直し、前出しを望む。</p>	D	<p>アクションプランにつきまして、現在、市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との最終的な調整を行っております。左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>8ページに「ファシリテイマネジメントの推進」とあるが分かりやすく「公共施設の維持管理」などと日本語表示にする。</p>	D	<p>アクションプランにつきまして、現在、市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との最終的な調整を行っております。左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、標記につきましては、関連性の観点から他計画との整合等を考慮するとともに、市民の方にも分かりやすいものとなるよう、出来る限り注釈を追記する等の配慮を考えてまいります。</p>

## 【参考】パブリックコメント提出意見

袖ヶ浦市役所  
行政管理課 御中

### 第 7 次行政改革パブリックコメント

提出者



#### ★初めに

1. 令和元年 12 月 15 日発行の広報そでがうらに 7 件のパブリックコメント(以下 PC)の意見の募集があった。この中総合計画を下支えする「第 7 次行政改革大綱(案)」案件について応募することにした。正直なところ提出を躊躇した。その理由は「PC を提出してもムダだろう」「すでに庁内協議や委員会の審議が済んでいて変更はできないよ」「単なる行政手続だよ」という声をよく耳にする。先ずは参考までに第 6 次行政経営計画の PC 結果を振り返ってみる。3 名、16 件の意見が寄せられたとある。

#### 意見の分類と市の対応状況

A : 意見を反映し、素案を修正したもの	0 件
B : 意見の趣旨・考え方が既に素案に盛り込まれているもの	3 件
C : 意見を反映しないで、素案通りとしたもの	1 件
D : その他の意見、素案とは関係ないもの、今後の参考とするもの	12 件

この結果から言えることはすでに出来上がった計画案への意見反映が難しいかがわかる。他案件の PC でも同様といってよい。

2. 袖ヶ浦市民が望む政策研究会として PC に対する考え方は[環境基本計画(案)]の PC の中で弊会 2020-01-14 のブログに  が述べているので是非ご覧いただき今後の対応に生かして頂くことを希望する。
3. PC の活性化を図るための提案は過去「自治基本条例制定委員会」で提題されており、また第 6 次行政改革推進委員会でも検討された経緯がある。行政側は「今後パブリックインボルブメントについて検討する」との答えであった。少なくとも 5 年前からの課題であったはずである。今 7 次 PC での取り組みはどうだったのか、今後の PC 活性化方策について伺いたい。

#### ★ 第 7 次行政改革大綱(案)について

この大綱は「第 7 次行政改革大綱(案)」と第 7 次行政改革アクションプラン(案)からなり、全体で 37 ページに及ぶ。

全体を通して率直に感じることは前第 6 次行政経営計画の上書きで新鮮味とインパクトは感じない。当然だろうと思う。平成 7 年の第 1 次から令和 2 年の 7 次まで延べ 25 年間そうそう改革業務があるとは思えない。行政改革という仕事を作っているようにも思える。

有能な職員の皆さんはこれに振り回されてはいないだろうか・余計な心配をしています。

失礼だがこの業務の無駄を排除、スリム化、改革するのが真の行政改革ではないだろうか。

以下具体的な意見、提題をのべる。

## 1. 呼称の変更について問う

第7次から「行政改革」と改称された。遡れば第1次から第3次までは「行政改革」だったものが第5次に「行政経営計画」と改称され、6次はそのまま「行政経営計画」が引き継がれた。

当時の出口市長は経営計画と改称された理由を第5次行政改革推進委員会で以下のように述べていると記憶する。

・5年ほど前から先進自治体が「経営計画」と呼称するようになった。行政改革は行政経営のツールであることから5次から呼称を行政経営計画と改めた。

また議会でこう述べている。

・常に自らを改革していく行政経営を行うことによって、行政改革を一層推進していくことを狙いとして・・・

・総合計画の着実な推進を図るため(略)効果的、効率的な行政運営に計画的に取り組む行政改革・・・と

第7次からなぜ改称したのかの説明がない。

**改称の理由と狙いは何か、**

**提案として「行財政改革・業務改善(カイゼン)計画」と改称することを提案する。**

理由としてはアクションプランの狙いは行財政改革であり且つ日常業務の改善である。

更に厳しい言い方をすればアクションプランの中に特筆すべき改革に相当するものが見当たらないし業務改善の延長のように思われる。

呼称を「行財政改革・業務改善(カイゼン)計画」へ改称することを提案したい。

他の先進自治体でも同様な呼称をしているところがある。

## ★ 第7次行政改革アクションプラン(案)について

### 1 第6次行政経営計画の評価

平成30年度取組結果によれば達成状況は以下のように報告されている(取り組み項目数 55)

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| ・推進(第6次で改革完了、7次で推進と理解) | 39件(71%) |
| ・平成30年度達成              | 5件(9%)   |
| ・空欄(評価中?)              | 11件(20%) |

上記から第6次の改革項目は80%が完了、また年度ごとの進捗状況も殆どが「予定通り」であり職員各位の不断の努力の成果と敬意を表したい。

**完了した項目はそのまま日常業務として引き継がれていると理解してよいか。**

### 2. アクションプランについて

- ① アクションプランとして55項目取り上げているが中身を見ると15項目が第6次で完了し第7次で継続実施となっている。既に業務システムとして標準化されルーテン業務として遂行されているのであれば第7次改革項目として入れるべきではないと思う。

一例を挙げれば税金の未申告指導推進、物件費の抑制、政策決定における財務諸表の活用、時間外勤務の抑制、特別会計及び企業会計の健全な運営などは日常業務そのものではないかと思う。少なくとも15項目が該当すると思われる。

単に職員に対しての意識付けする為の記載なら不要ではないか。削除を提案する。

- ② アクションプラン項目の表示が平易でメリハリが感じられない。新規、第6次からの継続、重要度、優先度、市長方針などと層別しわかりやすい表示を提案する。
- ③ スケジュールが6年間ありきの中で計画されているように思える。  
上記②の作業を行ったうえで年度別に「業務負荷表」(業務負荷山積み表)的なものを作成し全庁的に業務負荷量の平準化を図り、弾力的な職員の配置に結びつける。  
このことが職場の働き方改革にも寄与すると思われる。
- ④ 各アクションプランの目指すべき改革の効果に定量的な目標値を入れるべき。
- ⑤ 経常収支比率目標値 2025年度92.1%は甘くないか。  
君津4市の財政優良児であった当市は経常収支比率が年々右肩下がりで悪化、平成30年度は94.5%で最下位、財政調整基金も減少の一途である。  
平成30年度の実績を見ると千葉県のが平均値が92.1%、君津市90.1%、富津市89.8%木更津市が本市に次いで悪く93.4%である。90%を目指さないか。
- ⑥ 名称の変更を提案したい  
「第7次行政改革アクションプラン」を「第7次行財政改革・業務改善実行プラン」への変更をすることを提案する。
- ⑦ 年間計画の前出しを  
第1の柱 3-(3)(4) 8ページ  
(3)健康福祉支援室及び地域包括支援センターの在り方検討  
(4)私立保育所、幼稚園の在り方の検討  
計画では検討、準備に3年、実施開始4年目?5年目?からである。少子高齢化が急速に進展している中で喫緊の課題である。計画の見直し、前出しを望む。
- ⑧ 市民誰でもわかりやすい言葉を  
8ページに「ファシリテイマネジメントの推進」とあるが分かりやすく「公共施設の維持管理」などと日本語表示にする。

以上

# 第7次行政改革大綱（案）

<令和2年度(2020年度) ~ 令和7年度(2025年度)>

令和2年3月

袖ヶ浦市

# 目 次

## 第1章 行政改革大綱策定の背景

I	これまでの行政改革の取組み	1
II	本市の現状と課題	
1	人口構造の変化	2
2	財政運営の現状	
(1)	決算の状況（一般会計）	
①	歳入の状況	3
②	歳出の状況	4
(2)	地方債（市債）と財政調整基金の状況	
①	地方債（市債）	5
②	財政調整基金	5
(3)	財政指標等から見た財政状況 ～ 経常収支比率 ～	6
3	将来に向け検討すべき課題	
(1)	増加傾向にある人件費	8
(2)	福祉分野での行政需要の高まり ～ 増加し続ける扶助費 ～	8
(3)	公共施設等の老朽化への対応 ～ 更なる公債費の増加 ～	9
(4)	継続的な行政サービスを提供するための職場環境への対応	11

## 第2章 行政改革の必要性と動向

I	行政改革の必要性	12
II	国や地方公共団体の動向	12
III	新たな行政改革の方向性	13

## 第3章 新たな行政改革の取組み

I	基本方針	
1	基本理念	14
2	計画期間	14
3	取組みの指針	
(1)	効率的・効果的な行財政運営のため、「選択」と「集中」を推進	15
(2)	重点的取組と目指すべき視点	15
4	改革の3つの柱	16
II	具体的な取組み ～ アクションプランの概要 ～	
1	位置付け	17
2	改革の柱における推進項目	17
3	計画の推進体制等	19
(1)	組織体制	
(2)	計画の進行管理	
(3)	計画の進捗状況の公表	

# 第1章 行政改革大綱策定の背景

## I これまでの行政改革について

本市では、昭和60年に「袖ヶ浦町行政改革大綱」の策定に伴い取組みを開始し、平成6年には、国において「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が策定されたことから、これを機に、これまでの「行政改革大綱」を改め、新たに「第1次行政改革大綱」を策定して、現在まで行政改革の取組みを進めてきました。

近年において、国の「集中改革プラン」等の動きに合わせる形で、平成16年度から実施していた「袖ヶ浦市第4次行政改革大綱」の計画期間や改革項目を改定し、改めて平成17年度から21年度までの5カ年計画を策定しています。その後、平成22年度からは総合計画（計画期間：平成22～31年度（令和元年度））との連携を考慮した「袖ヶ浦市行政経営計画〔第5次行政改革大綱〕」（計画期間：平成22～26年度）を策定し、その取組みは現在の「袖ヶ浦市行政経営計画〔第6次行政改革大綱〕」（計画期間：平成27～令和元年度）まで引き継がれ、市に存在する行政経営資源を効果的・効率的に活用し、最大の効果を生み出して市民満足度を向上させることを基本理念として、不断の取組みを行ってきました。

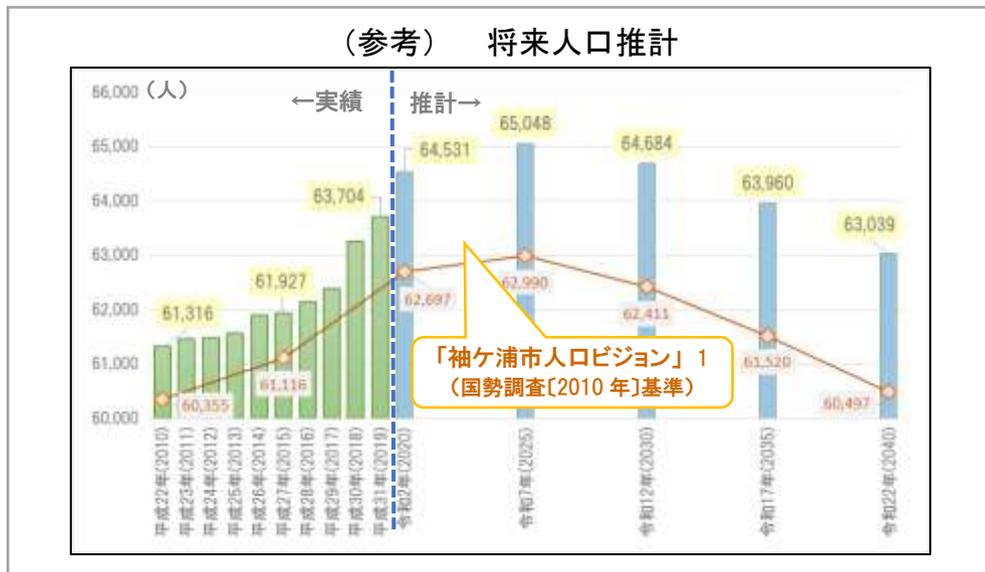
本市の取組み		国の取組み
名 称	主 な 推 進 項 目	
行政改革大綱 （昭和60年度～）	事務事業の見直し 組織機構の簡素合理化 給与の適正化・定員管理の適正化 事務改善の推進	
第1次行政改革大綱 （平成7～9年度）	事務事業の見直し・組織、機構の見直し 定員管理の適正化の推進 職員の人材育成の推進 行政の情報化の推進 会館等公共施設の設置及び管理運営 （※財政効果額 29,346千円）	平成6年 「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が策定
第2次行政改革大綱 （平成10～12年度）	事務事業の見直し・組織機構の見直し 定員及び給与の見直し 人材の育成の推進・各種業務の情報化 行政の透明性の向上 公共工事のコスト縮減と入札の見直し （財政効果額 676,824千円）	
第3次行政改革大綱 （平成13～15年度）	市民との協働によるまちづくりの推進 開かれた行政の推進 市民の自主的活動の推進 効率的な財政運営の確立 事務事業の見直し・組織機構の見直し 人材育成の推進 （財政効果額 289,118千円）	
第4次行政改革大綱 （平成16～21年度） *平成17年度に改定	市民との協働によるまちづくりの推進 効率的な財政運営の確立 （財政効果額 1,373,872千円）	平成17～21年度 集中改革プランの実施
行政経営計画 ＜第5次行政改革大綱＞ （平成22～26年度）	市民の視点に立った行政運営 機能的な執行体制づくり 安定した行財政の確立 地方公営企業等 （財政効果額 2,578,202千円）	平成22年度～ 自主的・主体的な行革の推進
行政経営計画 ＜第6次行政改革大綱＞ （平成27～31年度）	市民の視点に立った行政運営 機能的な執行体制づくり 安定した行財政の確立 地方公営企業等 （平成30年度までの 財政効果額134,290千円）	平成27年度～ 地方行政サービス改革の推進

## II 本市の現状と課題

### 1 人口構造の変化

全国的に少子化による急速な人口減少と高齢化が加速していますが、本市の人口は、袖ヶ浦駅海側の開発等もあり、近年においても着実に増加傾向で推移しています。

しかしながら、将来人口推計からもわかるように、本市においても将来的には人口の減少が予想されています。



<出典：総合計画 基本構想より>

人口の推移を経年で見てみますと、老年人口（65歳以上）が増加し、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少するなど、少子高齢化が進行している状況がわかります。



<出典：住民基本台帳人口より>

1 袖ヶ浦市人口ビジョン：将来の人口減少・高齢化を見据える中、人口に関する認識を市民と行政が共有し、効果的な施策を企画立案する上での基礎とするため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成28年2月に「袖ヶ浦市人口ビジョン」を策定しました。

「袖ヶ浦市人口ビジョン」は、子育て支援や雇用の場の確保といった各種施策による効果や、市内の開発動向等を加味しながら、本市における人口の現状分析や課題を踏まえて、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示したものです。

## 2 財政運営の現状

本市の財政規模（一般会計）は、大型建設事業が集中した平成25年度から平成27年度を除き、おおよそ約210億円から230億円台で推移しています。

### （1）決算の状況（一般会計）

#### ① 歳入の状況

一般会計の平成30年度歳入決算の総額は、約241億7百万円でした。

歳入は、市税等のように市町村が自主的に収入できる「自主財源」と、国県支出金等のように国や都道府県等により定められた額を交付される「依存財源」とに大きく分けることができます。一般的に自主財源の占める比率が高いほど望ましい財政状況であるといわれ、平成30年度決算では、歳入のうち自主財源の占める比率が70.2%となり、他の自治体よりも比較的高い水準となっています。



<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より>

平成25年度以降、平成20年度と比べて公共工事に対する国や県からの補助金等で構成される国・県支出金が増加しています。これは、袖ヶ浦駅、長浦駅の駅舎の建設や袖ヶ浦駅海側の土地地区画整理事業等、大規模な公共事業が実施されたことによる一時的な増加、また、経常的な民生費の増加に伴う財源としての補助金の増加が考えられます。

## ② 歳出の状況

一般会計の平成30年度歳出決算の総額は、約234億7千4百万円でした。

歳出の行政目的別（科目別<sup>2</sup>）にその割合を経年の推移として示したのが下記のグラフです。平成30年度の決算で一番大きな割合を占めたのは、主に福祉に係る費用を支出する民生費で、約84億8千3百万円（36.1%）となりました。続いて、幼稚園や小・中学校、公民館等の管理・運営に係る費用を支出する教育費が約34億1千7百万円（14.6%）、市役所の管理・運営や自治会助成、徴税事務費などを支出する総務費が約30億9千4百万円（13.2%）と続きます。

経年の推移では、民生費が平成20年度から平成30年度までの10年間程度で、ほぼ倍の伸びを示しています。このことから、福祉分野での行政需要が年々増していることがわかります。



<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より>

### <sup>2</sup> <科目別の説明>

- 民生費：児童・障がい者・老人福祉、生活保護、保育所運営費など
- 土木費：道路・橋・河川・公園・駐車場、市営住宅の管理、都計画、土地区画整理事業費など
- 総務費：市役所の管理・運営、自治会助成、徴税事務、戸籍関係事務、選挙、統計調査費など
- 教育費：幼稚園、小・中学校、公民館、図書館、博物館、スポーツ施設等の建設、管理、運営、文化財保護費など
- 衛生費：各種健診、予防接種、ごみ処理、公害対策費など
- 消防費：消防署・消防車の管理・運営、防火・消火、救急救命活動費など
- 公債費：市の借入金（市債）の返済
- 商工費：商工振興、観光振興、消費者対策費など
- 農林水産業費：農業・林業・水産業振興費
- 議会費：議員人件費、議会活動費など
- その他：災害復旧、労働対策費

## (2) 地方債(市債)と財政調整基金の状況

### ① 地方債(市債)について

市の借入金である地方債の残高について平成30年度決算では、前年度比1億円減の153億円となりました。

地方債<sup>3</sup>は、今後の発展に繋がる施設の建設等に対して、世代間負担の平準化を図るために活用するものですが、近年、駅舎の整備や土地区画整理事業、袖ヶ浦椎の森工業団地の整備等の施設整備を受けて地方債残高は大きく増加しています。



<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より>

### ② 財政調整基金 について

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てたり、運用したりするために設けられる財産又は資金のことをいいます。

財政調整基金<sup>4</sup>は、財政運営に当たって調整財源として活用可能な基金です。平成18年度に最大約53億円の残高がありましたが、税収減等に伴う財源不足を補うため取り崩しを行った結果、平成25年度には約33億円まで減少しました。これは、過去7年間で約20億円、ほぼ3分の1を取り崩したことになります。その後、残高は増額に転じたものの、近年においては再び減少傾向に推移しています。



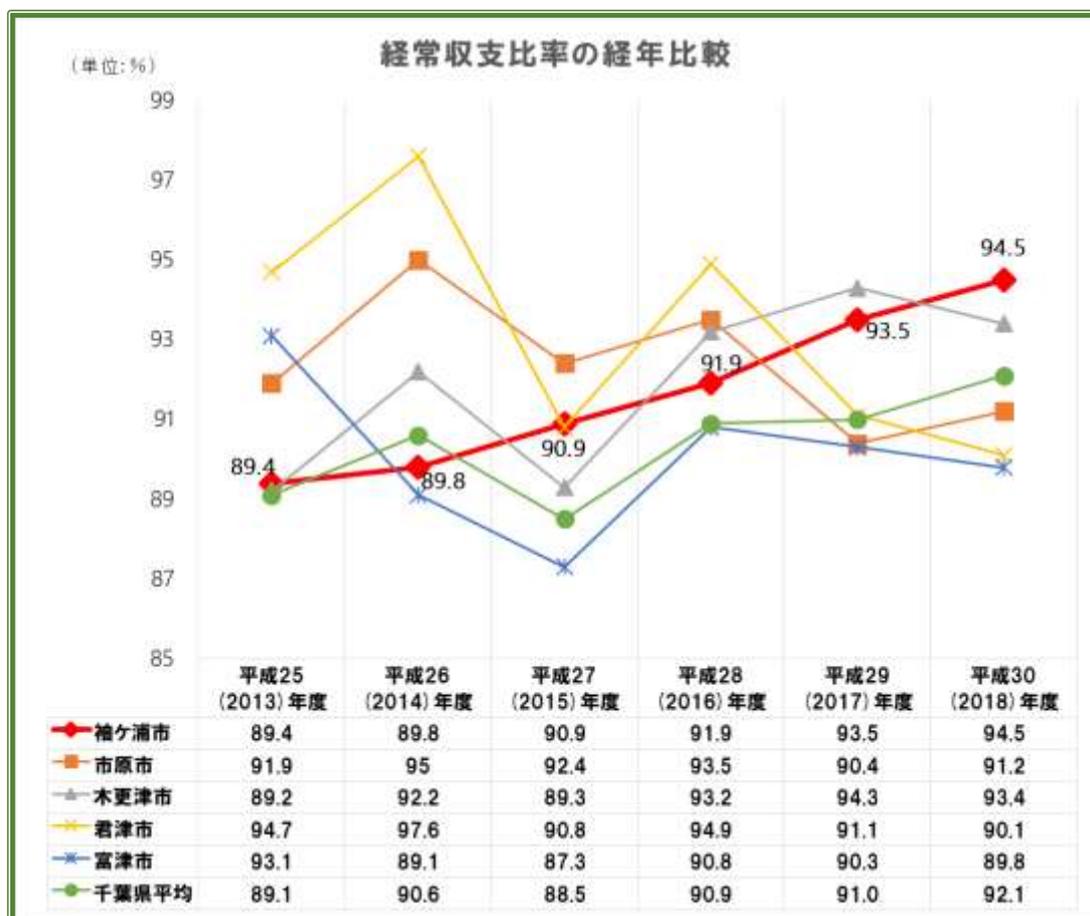
<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より>

<sup>3</sup> 地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。また、地方債を起すことを起債といいます。

<sup>4</sup> 財政調整基金：地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により不意の支出が増加する場合があります。このような予期せぬ収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために「財政調整基金」を積み立てています。「財政調整基金」は地方財政法で設置が義務付けられた基金であり、年度間の財源調整に用いるものですので、次の財源にしか使えないことになっています。①財源不足時の穴埋め財源、②災害対応経費又は災害による減収穴埋め財源、③緊急実施が必要な大規模公共事業等その他やむを得ない理由により生じた経費の財源、④長期財源育成のための財産取得財源、⑤市債の繰上償還の財源

### (3) 財政指標等から見た財政状況 ～ 経常収支比率 ～

財政構造の弾力性を表す経常収支比率<sup>5</sup>は右肩上がりとなっており、財政の硬直化が進行していることがわかります。経常収支比率の増加の主な要因は、人件費、物件費などの経常的経費<sup>6</sup>が増加していることがあげられます。財政の硬直化がこれ以上進むと、災害時などの臨時的経費<sup>7</sup>の増加に対応することも難しくなるため、今後も増加傾向にある経常経費の抑制に取り組む必要があります。



<出典：各市の市町村普通会計決算カード等（千葉県HP）より>

<sup>5</sup> 経常収支比率：当該自治体の財政構造の弾力性を測定する比率に使われ、次の式により求められます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100\%$$

式で使用する値で「経常一般財源総額」とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途を特定されず自由に使用しうる収入（代表的なものは地方税）の総額をいい、その「経常一般財源総額」のうち人件費、扶助費、公債費等の経常経費に充当されたものを「経常経費充当一般財源」といいます。

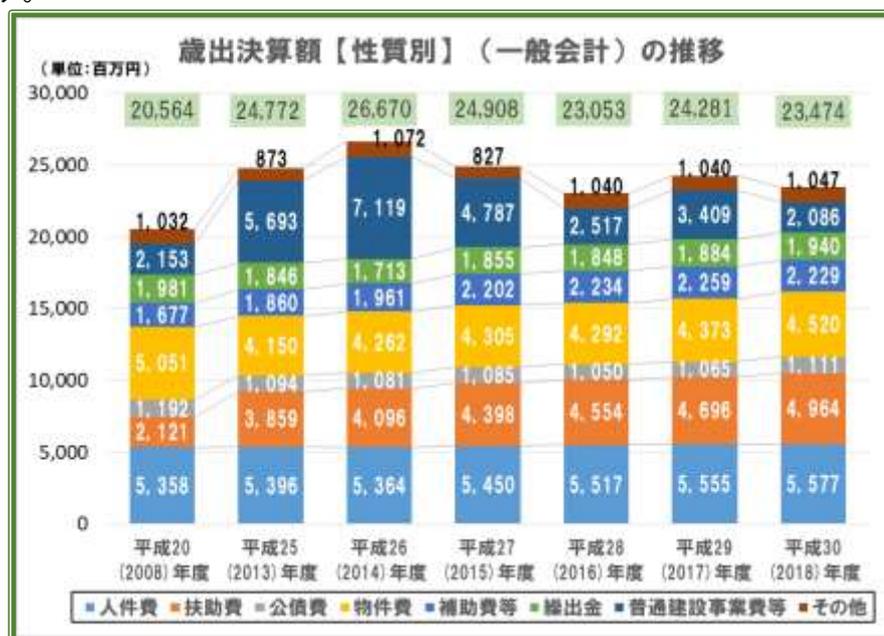
経常経費に充当した経常一般財源の額が小さい（経常収支比率が小さい）ほど、臨時の財政需要に対して余裕を持つ（臨時的な経費に経常一般財源を充当できる）ことになり、余裕のある状況を「財政構造に弾力性がある」といいます。

<sup>6</sup> 経常的経費：年々持続して固定的に支出される経費のことで、おおまかに人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費のことをいいます。

<sup>7</sup> 臨時的経費：一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則性がない経費をいいます。具体的には災害対応に係る費用、補償金、賠償金及び他会計への繰出金等のことをいいます。

## 義務的経費の増加に対する懸念

歳出決算額の見方としては、前述した歳出の種類（歳出科目）に基づいたものの他に、経済的な性質に基づいた「性質別分類<sup>8</sup>」があります。歳出決算額を性質別分類で振分け、表したものが下のグラフです。



<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書等より>

前述した経常収支比率の上昇要因である経常的経費のうち、特に「人件費」、「扶助費」、「公債費」の3つの費目は、義務的経費の主要素であるといわれています。

義務的経費<sup>9</sup>とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費のことで、きわめて硬直性の強い経費です。

社会情勢の変化に伴い、高齢化の進行などに伴う社会保障費の増や、これまでの大規模公共事業に係る公債費の増など、義務的経費は今後も増加傾向にあります。

また、老朽化が進む公共施設への対応や今後予定されている庁舎整備事業など、厳しい財政状況が今後も続くことが想定されます。

経常経費比率を抑制し、弾力性のある財政運営を実現するためには、義務的経費の「人件費」、「扶助費」、「公債費」について、将来を見据えた検討が必要です。



<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書等より>

<sup>8</sup> 性質別分類：人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金に分類することをいいます。

<sup>9</sup> 義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。経常的経費とされる人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目のうち、特に人件費、扶助費、公債費の3つの費目が義務的経費とされています。

### 3 将来に向け検討すべき課題

#### (1) 増加傾向にある人件費

人件費<sup>10</sup>については、主に職員給与が大きなウエイトを占めています。

近年、地方分権改革の進展や行政ニーズの多様化等により事務量が増加していることから、職員数も年々増加傾向にあります。しかしながら、定員適正化計画による人員の抑制等により、経年の決算額では緩やかな上昇にとどまっていることが、前述した「義務的経費である主要3費目（一般会計）の推移」（p. 7）のグラフからもわかります。



<出典：地方公共団体定員管理調査個別団体表（市区町村用）より>

しかしながら、非正規職員の報酬や人事院勧告等に伴う職員給の上昇、また、令和2年度より会計年度任用職員制度<sup>11</sup>が実施されることにより、人件費は今後も増加傾向にあると予想されます。

人件費については、今後も抑制に向けて正規職員の定員管理や時間外勤務の抑制等を図りながら、これまで行ってこなかった非正規職員の定員管理や積極的な業務の民間委託等を進める必要があります。

#### (2) 福祉分野での行政需要の高まり ～ 増加し続ける扶助費 ～

扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対して国や地方自治体が行う支援に要する経費です。

前述の「義務的経費である主要3費目（一般会計）の推移」（p. 7）のグラフから、扶助費については年々増額を続けており、平成20年度から平成30年度までの10年間では、約2.3倍と大幅な増加を示しています。

この状況から、福祉分野での行政需要の高まりがわかりますが、扶助費の増額における一因としては、近年の老年人口（65歳以上）の増加が考えられます。今後も高齢化の進行などに伴い、社会保障対策等に係る扶助費が、さらに増加していくことが予想できます。



<出典：住民基本台帳人口より>

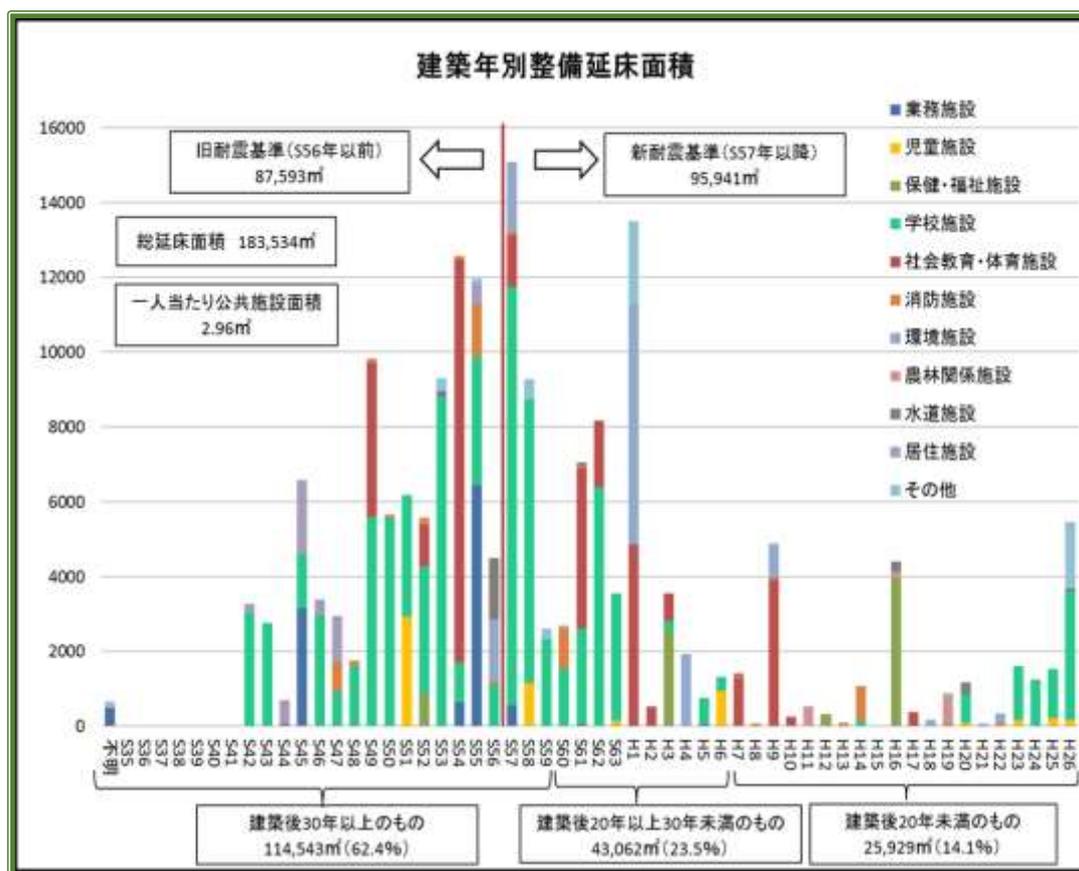
<sup>10</sup> 人件費：職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいいます。人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金等があります。

<sup>11</sup> 会計年度任用職員制度：地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から施行される制度です。一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するもので、併せて期末手当の支給を可能にするものです。

福祉分野については、市民ニーズに応えた質の高い行政サービスを維持できるように、人口構成の変化に対応した事業施策の見直しを図る等、扶助費を含む経常経費の抑制に向けた検討が必要です。

### (3) 公共施設等の老朽化への対応 ～ 更なる公債費の増加 ～

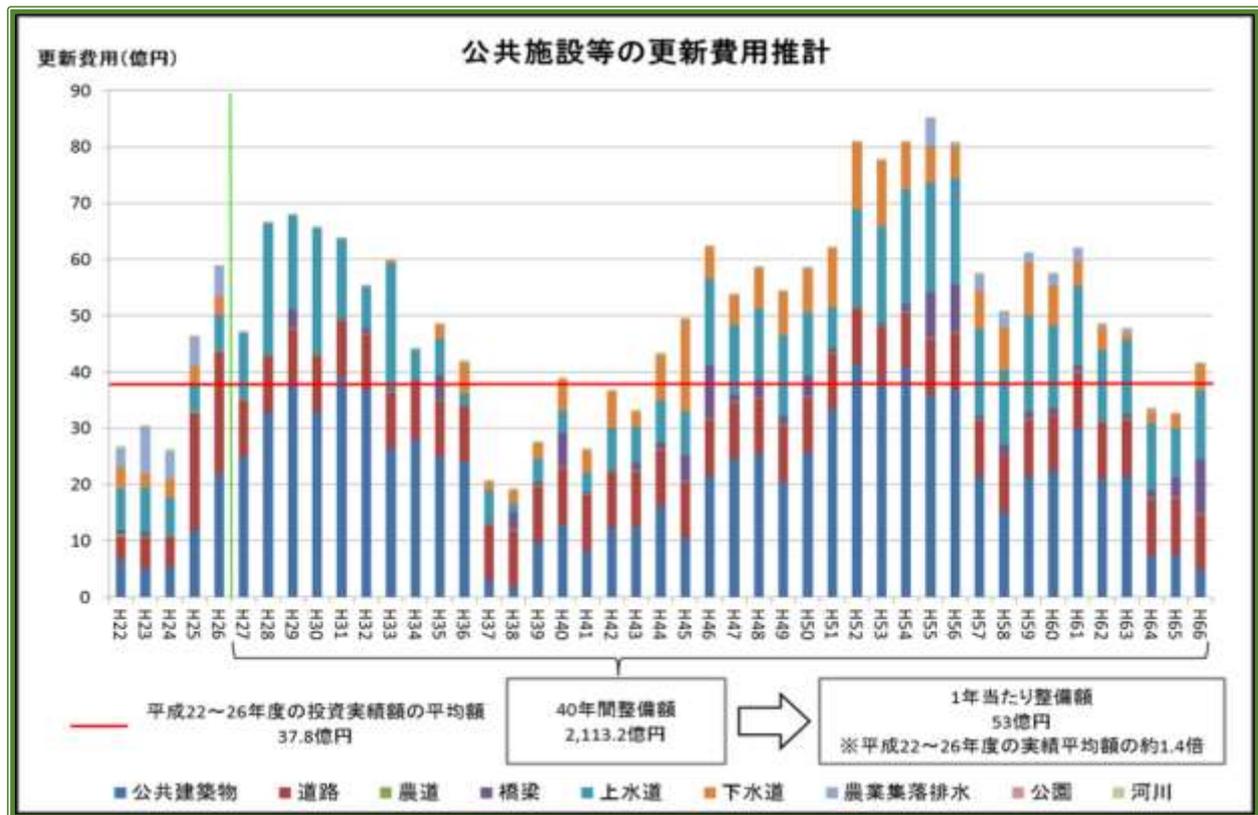
本市は、昭和40年代からの臨海部への企業進出に伴う人口の急増や都市化に伴う行政需要の増大を受け、市民サービスの向上と都市機能の充実を図り、多様化する市民ニーズに応えるため、学校や公民館などの公共建築物を積極的に整備してきました。その総延床面積は、平成26年度末現在で約18.4万㎡あり、そのうちの約62%の施設が建築後30年を経過しています。さらに10年後には約86%の施設が建築後30年以上を経過したものになる見通しです。



<出典：「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画」より> ※平成26年度末現在の情報です。

また、公共施設等の更新に必要な費用は、今後40年間で約2,113億円と推計され、1年あたり約53億円に達する見通しです。この金額は、平成22年度から平成26年度までの平均投資実績額の約37.8億円と比較すると約1.4倍にも上ります。

今後、これらの老朽化した建物の大規模改修や更新の時期が集中することで、多額の費用が必要になり、本市の財政を圧迫し、行政運営に大きな支障をきたすことが懸念されています。

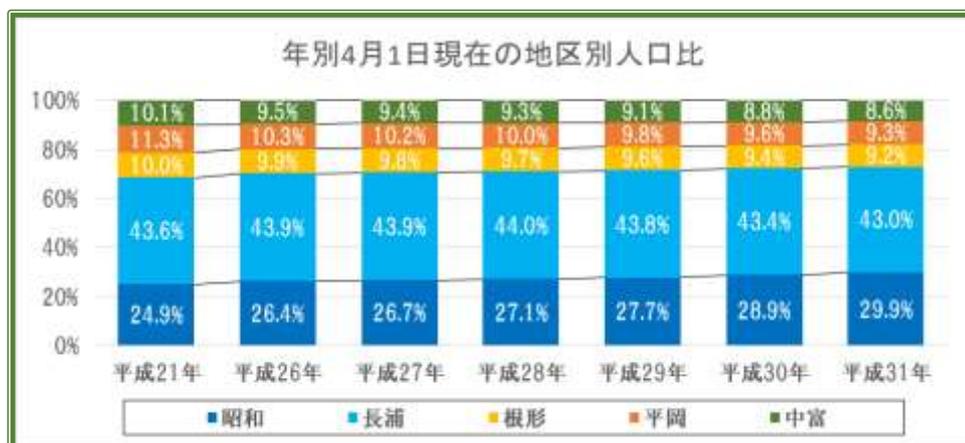


<出典：「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画」より> ※平成26年度末現在の情報です。

近年、実施しました袖ヶ浦駅及び長浦駅の駅舎の改築や、袖ヶ浦駅海側の土地区画整理事業等に伴う財源の一部は地方債によって賄っており、今後、それらの償還が始まることで公債費の歳出額が増額します。現在の試算では、令和8(2026)年度をピークとして、毎年、約1億円前後の公債費の増額が見込まれています。

今後も、地方債を財源とした公共施設の改修や更新、大規模工事等は必要なことから、実施スケジュール等を全庁的に集約、管理して、実施そのものの必要性の検討や財政負担の平準化を図る等、公債費の抑制や施設総量の縮減、運営コストの削減等に努めることが必要です。

また、袖ヶ浦駅海側の土地区画整理事業の進展や蔵波地区の住宅開発等に伴い、近年、臨海部の人口が急増し、その反面、内陸部の人口減少が著しく、市内における人口分布が大きく変化しています。将来のまちづくりにおいて、公共施設の長寿命化等を検討しつつ、今後は人口分布に見合った公共施設の再配置等の検討が必要となることから、公共施設のあり方の見直しや計画的な施設管理等を行う必要があります。

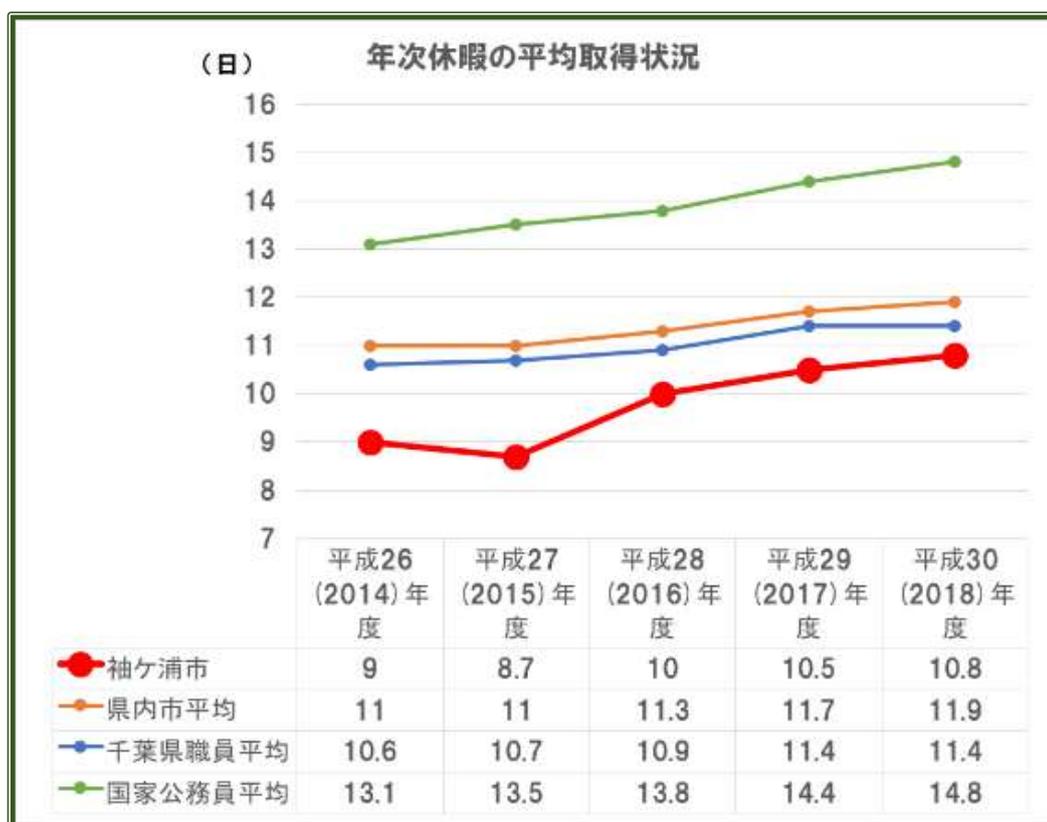


<出典：住民基本台帳人口より>

#### (4) 継続的な行政サービスを提供するための職場環境への対応

将来的な人口減少社会の到来による労働力人口の減少や長時間労働による健康への影響が懸念される中、本市においても限られた人員や労働時間のもとで市民サービスの質の向上を図る必要があります。職員の働き方を見直すに当たり、事業点検や業務分析により現状と課題を明確にした上で、ICT<sup>12</sup>等の最新技術を積極的に活用します。また、職員が自らの持てる能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康で日々の生活が充実していることが必要です。

健康で元気に働くためには、職場環境が快適であることも求められます。そのためにも、職員一人ひとりがワークライフバランスを意識し、心身ともに健康で仕事に取り組める働きやすい職場環境づくりを推進していきます。



<出典：千葉県HPから各年市町村職員の勤務時間等の状況より>

<sup>12</sup> ICT：Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略である。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。

## 第2章 行政改革の必要性と動向

### I 行政改革の必要性

前述のとおり、本市ではこれまでも行政改革を推進し、事務事業の見直し、民間委託の推進、職員の定員適正化等に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の一層の進行など、本市を取り巻く社会情勢は日々変化しており、人口構成の変化や社会保障関係費の増大、老朽化する公共施設の長寿命化や再配置等、新たな行政課題は今後の行政運営に大きな影響を与える重大な問題です。これら懸案を先送りせず、迅速に対応するためには、限られた行政資源を有効に活用し、従来にも増して効率的・効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

様々な変化の中、市民ニーズを的確に捉え、市民の視点に立った公共サービスを提供し、市民の満足度を高めていくためには、簡素で、より効率的・効果的な行財政運営が必要であり、そのためにも行政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態にあることが重要です。

このような状況から、更なる行政改革の取り組みが必要であり、このたび、新たな行政改革大綱を策定し、不断の取り組みを推進していくものです。

### II 国や地方公共団体の動向

国は、「社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが地方公共団体に求められている」、「厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、更なる業務改革の推進が必要である」とし、近年、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（平成27年8月28日付け総務大臣発）を通知しました。この通知により、現在、各地方公共団体ではICTの効果的な活用、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング<sup>13</sup>、事務事業の民間委託等の推進等、行政改革の推進に取り組んでいます。

加えて、平成29年度からは「自治体戦略2040構想研究会」<sup>14</sup>が開催され、我が国の少子化による急速な人口減少と高齢化、また取り巻く環境の変化の中で、いかに地方自治体が安定して、持続可能な住民サービスを提供し続けることができるかについて議論、研究が進められています。

<sup>13</sup> アウトソーシング：業務を外部の専門業者などに委託すること。

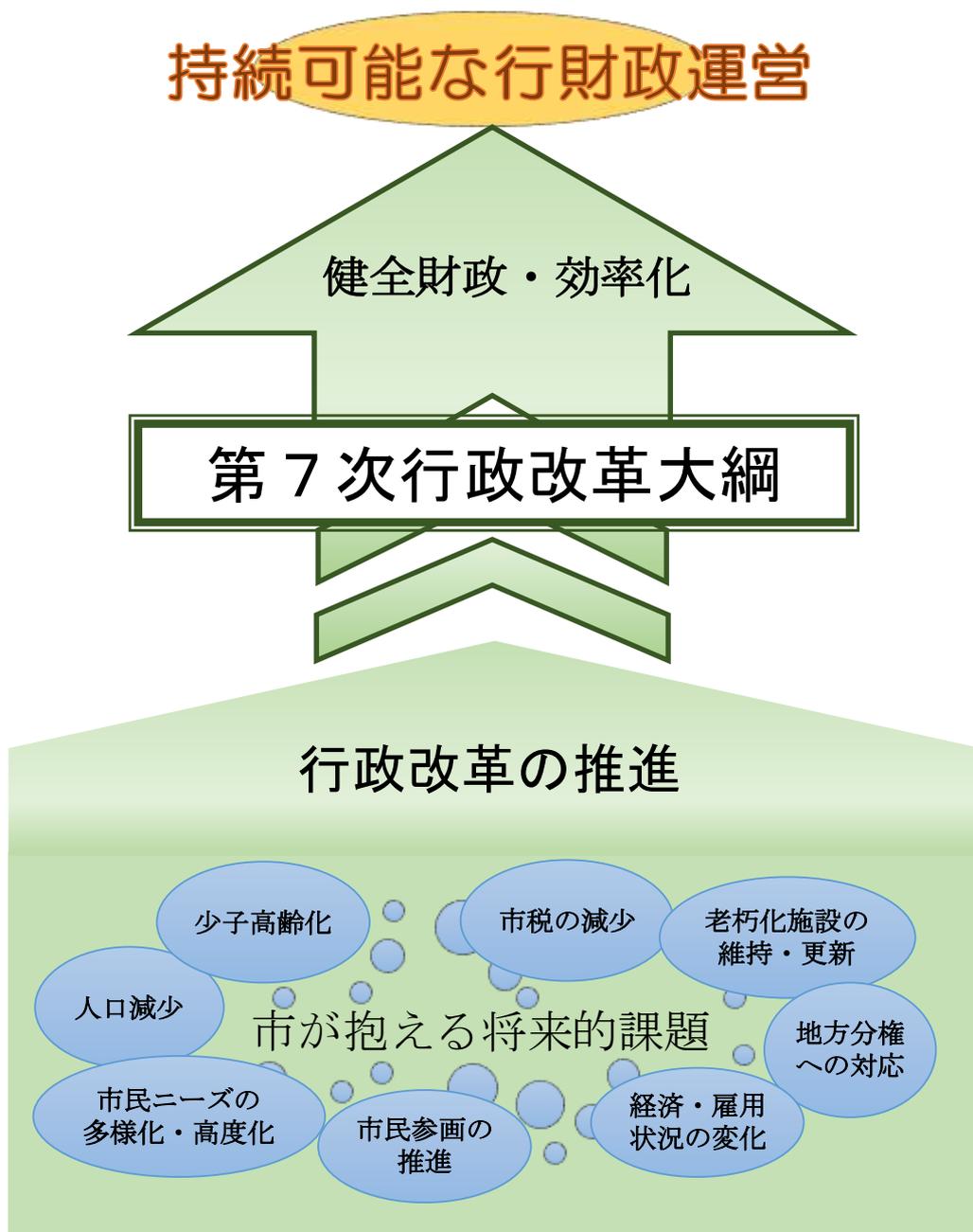
<sup>14</sup> 自治体戦略2040構想研究会：2017年10月に総務省に設置された研究会。多様な自治体行政の展開により社会構造の変化への強靭性を向上させる観点から、高齢者（65歳以上）人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理したうえで、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討する。

### Ⅲ 新たな行政改革の方向性

今後、更なる少子・高齢化の進行と生産年齢（15～64歳）人口の減少に伴い、社会保障費の増大、地域コミュニティの維持、景気の低迷や雇用の確保に関する懸念等が将来に向けた大きな課題となっており、税収の減少や経常的、義務的経費の増加が危惧されています。

ライフスタイルや価値観の変化、核家族化の進行等により行政ニーズも多様化する中で、将来を見据えて行政サービスの水準を維持するためには、民間活力の導入や近隣自治体等との連携による行政サービスの効率的な提供等、新たな考え方に基づく行財政の仕組みを構築することも必要となっています。

第7次行政改革大綱では、将来にわたり質の高い行政サービスを提供するため、これまでの行政改革の基本姿勢を堅持しつつ、新たな発想を取り込みながら、安定した行財政基盤を堅持し、将来を見据えた行財政運営を目指します。



# 第3章 新たな行政改革の取り組み

## I 基本方針

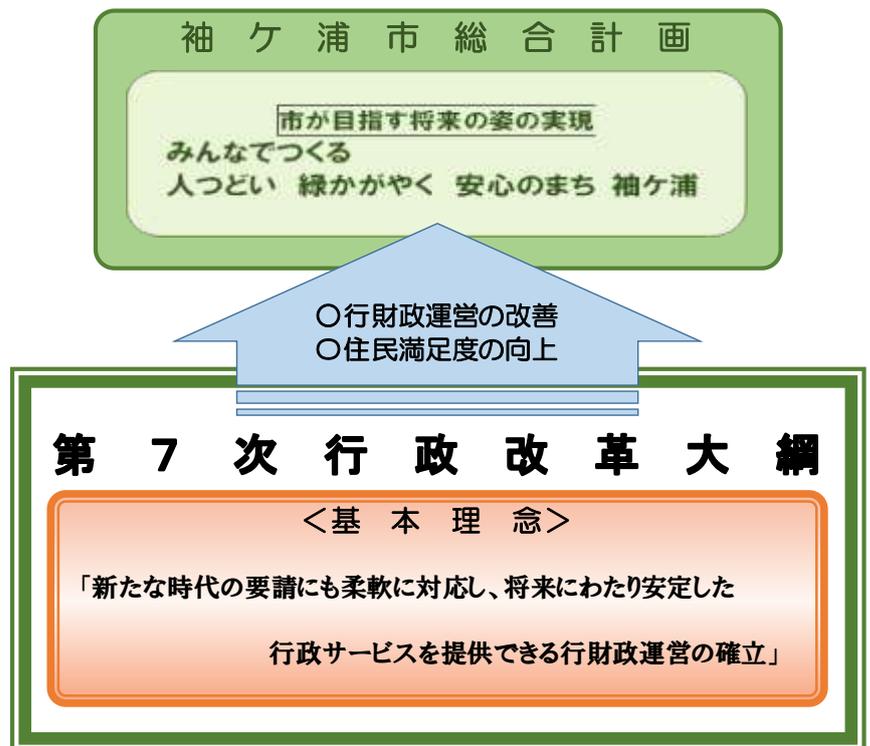
### 1 基本理念

現在、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、地域間競争や更なる地方分権に向けた動きなど、大きな節目の時期にあります。

また、地域社会においても、進展する地方分権型社会における「自主性」と「自立性」を高めながら、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い合う体制を強化することが、ますます重要となっ

てきています。  
第7次行政改革大綱は、新たな総合計画における基本構想での「行政運営」、「財政運営」を担い、効率的な行政運営の推進、安定した財政運営など、持続的に質の高い行政サービスを提供するための仕組みと環境を整え、総合計画の着実な推進を下支えするものです。

新しい総合計画のスタートに合わせて、確実に見込まれる人口減少社会の到来と社会経済情勢の変化に適切に対応し、新しい発想や官民の共助のもと将来を見据えた行政経営を展開するとともに、限られた行政資源を最適配分及び有効活用して、効率的・効果的な行政経営を確立することを目指し、基本理念は「新たな時代の要請にも柔軟に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供できる行財政運営の確立」として、不断の行政改革を推進します。



### 2 計画期間

令和2年度(2020年度) ~ 令和7年度(2025年度) <6年間>

総合計画との一体的な推進を図るため、計画期間は総合計画の前期基本計画期間と合わせて6年間とします。

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
総合計画	基本構想 (12年間)											
	前期基本計画 (6年間)						後期基本計画 (6年間)					
	実施計画 (3年間)			実施計画 (3年間)			実施計画 (3年間)			実施計画 (3年間)		
行政改革	第7次行政改革大綱 (6年間)						第8次行政改革大綱 (6年間)					

### 3 取組みの指針

#### (1) 効率的・効果的な行財政運営のため、「選択」と「集中」を推進

行政改革は、単に無駄を省くことや予算や職員等を削減することと捉えられがちですが、それは手段であって行政改革の本来の目的ではありません。本来の目的は、真に必要な行政サービスや事業に対して、限られた財源や人員を重点的に投入する「選択」と「集中」を推進しながら、本市にとって良いものは積極的に取り入れることで、住民福祉の増進に寄与し、将来に過度な負担を残さない、効率的・効果的で質の高い行財政運営の仕組みと環境を整えていくことにあります。

#### (2) 重点的取組と目指すべき視点

「時代の変化に柔軟に対応できる弾力的な行財政基盤の構築」と「将来にわたり安定した質の高い行政サービスの提供」を実現するため、本市が抱える課題の中で次の3点を重点的取組とし、行政改革での目指すべき大きな目標として位置付けます。

#### 重点的取組① 経常経費の抑制

＜目指すべき視点＞

- 令和7年度（2025年度）末に、経常収支比率 90.0% を目指す。  
※（平成30年度（2018年度）末現在 94.5%）
- 義務的経費であっても見直しや抑制を検討し、経常経費の縮減に努める。

#### 重点的取組② 公共施設マネジメントの推進

＜目指すべき視点＞

- 令和2年度（2020年度）末に、個別施設計画や長寿命化計画の策定を完了する。
- 令和3年度（2021年度）末に、全体指針である公共施設等総合管理計画を改定する。
- 令和4年度（2022年度）以降、効率的な施設運営や公共施設の長寿命化を図りつつ、人口分布を考慮した統廃合や更新、再配置等に向けた検討を開始する。
- 新庁舎の建設では、工事期間中においても支障なく、また供用開始に向けても、より良い市民サービスが提供できるように、積極的な調査、検討を進めて実行する。

#### 重点的取組③ 市民、職員、双方における満足度の向上

＜目指すべき視点＞

- 市民の声を反映した改善や充実したサービスを提供できるように制度や仕組みを改善して、市民満足度の向上を目指す。
- 職員の勤務状況や職場環境等の現状を的確に把握することにより、明らかとなった問題点等を改善し、行政運営の推進力となる職員が元気に笑顔で仕事に邁進して、充実した職場環境となるように努め、職員の満足度の向上を目指す。

## 4 改革の3つの柱

基本理念の実現に向けて、次の3つを改革の柱と位置付け、それぞれの改革目標を達成するため、行政改革の取組みを推進します。

### <第1の柱> 合理的思考で未来に続く自治体へ

#### 将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

経費・人員の抑制、事務事業の見直し、公共施設の統廃合といった主に行政運営の簡素化・合理化あるいは減量経営をめざし、社会経済情勢の変化にも適切に対応できる安定した行財政基盤を堅持するための行政改革を行います。

### <第2の柱> 新しい技術を活かしたスマート自治体へ

#### 限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

従来からの職員配置の適正化、事務手順の見直し、組織・機構の統廃合、民間活力の導入といった取組みを行うとともに、国が進める未来投資戦略に掲げる「Society5.0」<sup>15</sup>などの革新的技術を活かして社会課題を解決する等、新たな取組みを行政運営に導入することで、時代の要請に即した行政サービスの提供や行政運営の効率化・スマート化をめざした行政改革を行います。

### <第3の柱> 笑顔を提供できる、明るく元気な自治体へ

#### 行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

地方分権の進展や行政サービスの多様化等により、職員の業務量も増加していることから、より一層の効率化や職員自らが健康の維持・増進に気を遣う等、職場内での業務改革や職員の意識改革が必要性を増しています。

このような状況から、経費削減等の目に見える効果のみをめざすだけではなく、職場内の意識や組織文化の改善を行い、効率的で質の高い事務を行うための活気あふれる職場環境を整えることで、充実した市民サービスを提供できるよう行政改革を行います。

#### ◎「官民データ活用推進計画」としての位置付け

わが国では、国、地方公共団体及び独立行政法人に加え、民間事業者の保有するデータ（以下「官民データ」という。）を利活用するための環境を総合的かつ効果的に整備するため、平成28年12月、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号以下「基本法」という。）を公布・施行しました。

基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画（以下「官民データ活用推進計画」という。）の策定に努めることとされています。

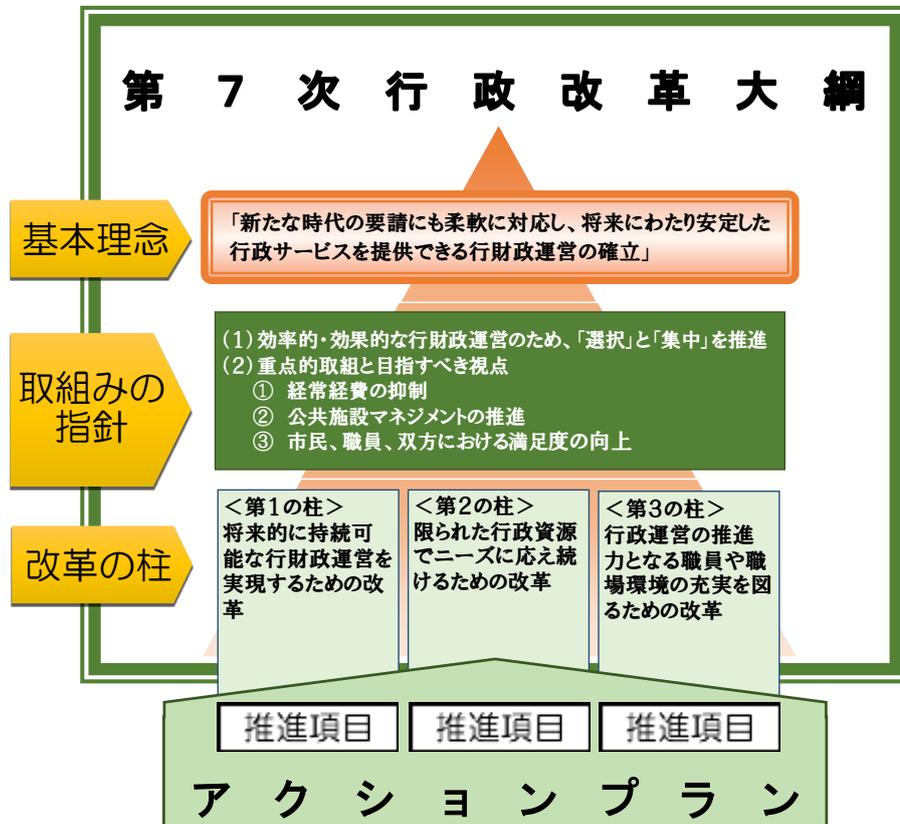
官民データ活用推進計画の策定では、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上に寄与すること等を目的としており、その趣旨が本行政改革大綱の一部取組みと一致することから、本行政改革大綱は、官民データ活用推進計画を兼ねるものとして位置付けるとともに、具体的な取組みについてはアクションプランにその内容を示します。

<sup>15</sup> Society 5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。Society 5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。

## Ⅱ 具体的な取組み ～ アクションプランの概要 ～

### 1 位置付け

第7次行政改革大綱では、取組みの指針を示し改革の柱として3つの分野を設定しました。これにより、行政改革を「アクションプラン」として体系づけ、具体的な取組みを整理し推進していきます。



### 2 改革の柱における推進項目

<第1の柱>将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

#### 推進項目

- **歳入確保に向けた取組み**
  - ◆ 新たな財源の確保
  - ◆ 市税の確保
  - ◆ 未利用市有財産の有効活用
  - ◆ 受益者負担の適正化
- **歳出抑制に向けた取組み**
  - ◆ 補助金・負担金等の見直し
  - ◆ 特別会計及び企業会計の健全な運営
  - ◆ 物件費の抑制
- **将来を見据えた行財政運営の取組み**
  - ◆ 効果的なマネジメントサイクルの推進
  - ◆ ファシリティマネジメントの推進
  - ◆ 健康福祉支援室及び地域包括支援センターのあり方の検討
  - ◆ 市立保育所・幼稚園のあり方の検討

## ＜第2の柱＞限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

### 推進項目

- **組織・職員配置の適正化**
  - ◆ 組織の見直し
  - ◆ 定員管理の適正化
  - ◆ 窓口改善の取組み
- **新しい技術を活用した事務改善**
  - ◆ RPA、AI、民間委託の導入を見据えた事務フローの見直し(★)
  - ◆ マイナンバー制度の推進(★)
  - ◆ システム導入におけるルール整備(★)
- **時代の要請に応える業務改善**
  - ◆ 安全性やエコに配慮した公用車の運用
  - ◆ 地域におけるビックデータの利活用の推進(★)
  - ◆ 地域課題を解決する官民連携での新しい技術の活用(★)

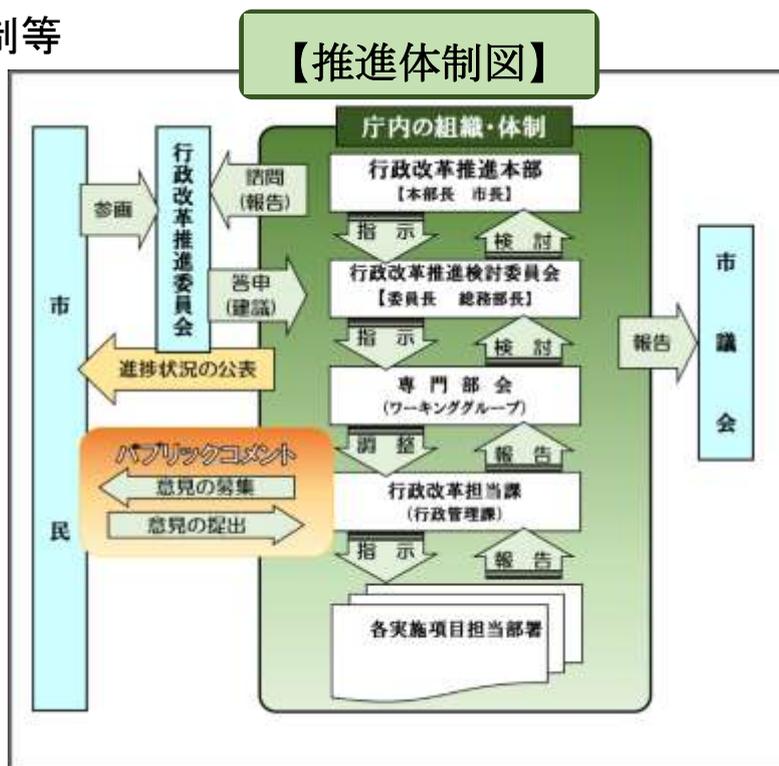
## ＜第3の柱＞行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

### 推進項目

- **全庁共通事務の効率化**
  - ◆ 庁内会議等の見直し
  - ◆ 全庁に共通する事務の効率化
- **人材育成と働き方改革の推進**
  - ◆ 人事評価を活用した人材育成と給与・人事制度の連携
  - ◆ 生産性の向上の取組み
  - ◆ 意識改革を促す研修制度の推進
- **ワークスタイルの変革**
  - ◆ ペーパーレス化の推進(★)
  - ◆ オフィス改革の推進(★)

注) 項目の末尾、星印(★)の取組みは、「官民データ活用推進計画」での取組みを兼ねています。

### 3 計画の推進体制等



#### (1) 組織体制

##### ① 行政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）

行政改革大綱の策定及び推進にあたり、市民から幅広い意見を聴くため、各種団体の代表者や公募からなる「袖ヶ浦市行政改革推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、提言等をいただいています。

##### ② 行政改革推進本部（以下「本部」という。）

市長を本部長とし、部長級のメンバーで構成します。行政改革の基本方針及び実施方策等を全庁的な視点で協議し、行政改革大綱の策定及び推進にあたります。

##### ③ 行政改革推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）

総務部長を委員長とし、主に各部の次長級のメンバーで構成します。行政改革の基本方針及び実施方策等を検討し、行政改革大綱の策定及び推進にあたります。

##### ④ 専門部会

主に行政改革大綱の策定にあたり、検討委員会にて専門の事項を調査、検討させるために設置します。専門部会の部会長は、検討委員会の委員長（総務部長）が検討委員会委員の中から指名し、専門部会の部会員は、部会長が職員の中から指名します。

#### (2) 計画の進行管理

行政改革大綱は、検討委員会及び本部において、毎年度、進行管理を行い、必要があれば是正の措置を講じます。

また、推進委員会においても、各年度の進捗状況を報告して意見をいただくとともに、行政改革の推進における重要事項の調査、報告及び審議を行っていきます。

#### (3) 計画の進捗状況の公表

進捗状況は、毎年度、市のホームページ等を利用して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

# 第7次行政改革大綱 アクションプラン（案）

<令和2年度(2020年度) ~ 令和7年度(2025年度)>

令和2年3月  
袖ヶ浦市

— 目 次 —

**第1章 アクションプランの概要**

I 目的・位置づけ	1
II 取組期間及び計画内容のローリング	
1 計画期間	2
2 計画内容のローリング（見直し）	
（1）計画期間3年目での振り返り	2
（2）目標達成に向けたPDCA	3

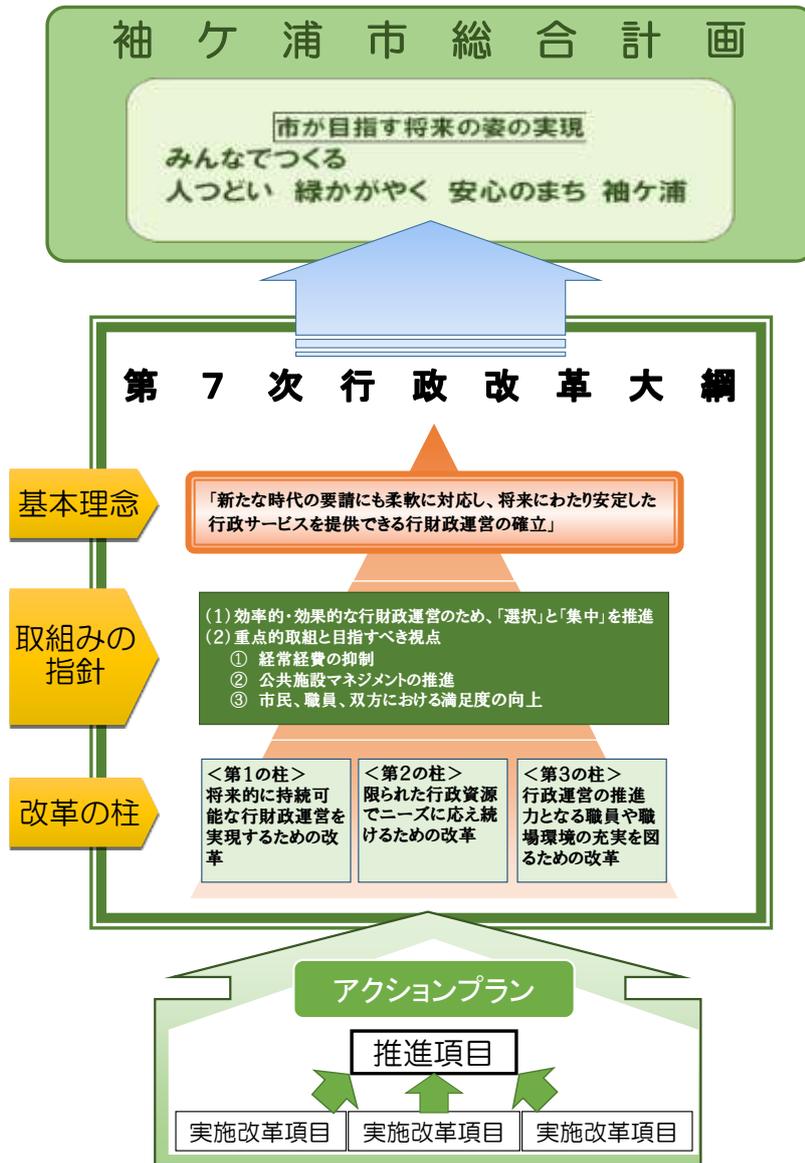
**第2章 アクションプランの取組内容**

I アクションプランの体系	4
II 実施改革項目	
<第1の柱> 将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革	
1 歳入確保に向けた取組み	5
2 歳出抑制に向けた取組み	6
3 将来を見据えた行財政運営の取組み	7
<第2の柱> 限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革	
1 組織・職員配置の適正化	9
2 新しい技術を活用した事務改善	10
3 時代の要請に応える業務改善	11
<第3の柱> 行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革	
1 全庁共通事務の効率化	12
2 人材育成と働き方改革の推進	13
3 ワークスタイルの変革	14
<用語説明>	15

# 第1章 アクションプラン概要

## I 目的・位置づけ

新しく令和2年度（2020年度）から取組みを開始する「袖ヶ浦市総合計画」（以下「総合計画」という。）では、「みんなでつくる人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」を市が目指す将来の姿として掲げています。この実現に向け、新たな総合計画の着実な推進を下支えする第7次行政改革大綱では、本市の現状や課題等を見つめ、基本理念と取組みの指針を示すとともに、「改革の柱」として3つの分野を設定しています。



大綱では、本市の現状や課題等を見つめ、基本理念と取組みの指針を示すとともに、「改革の柱」として3つの分野を設定しています。

「アクションプラン」では、この改革の柱に基づき、行政改革で目指すべき「推進項目」と、その実現に向けた具体的な方策となる「実施改革項目」とを体系づけ、それぞれの目標、目的が達成されるよう取組みを推進していきます。

### ◎「官民データ活用推進計画」としての位置付け

わが国では、国、地方公共団体及び独立行政法人に加え、民間事業者の保有するデータ（以下「官民データ」という。）を利活用するための環境を総合的かつ効果的に整備するため、平成28年12月、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号 以下「基本法」という。）を公布・施行しました。

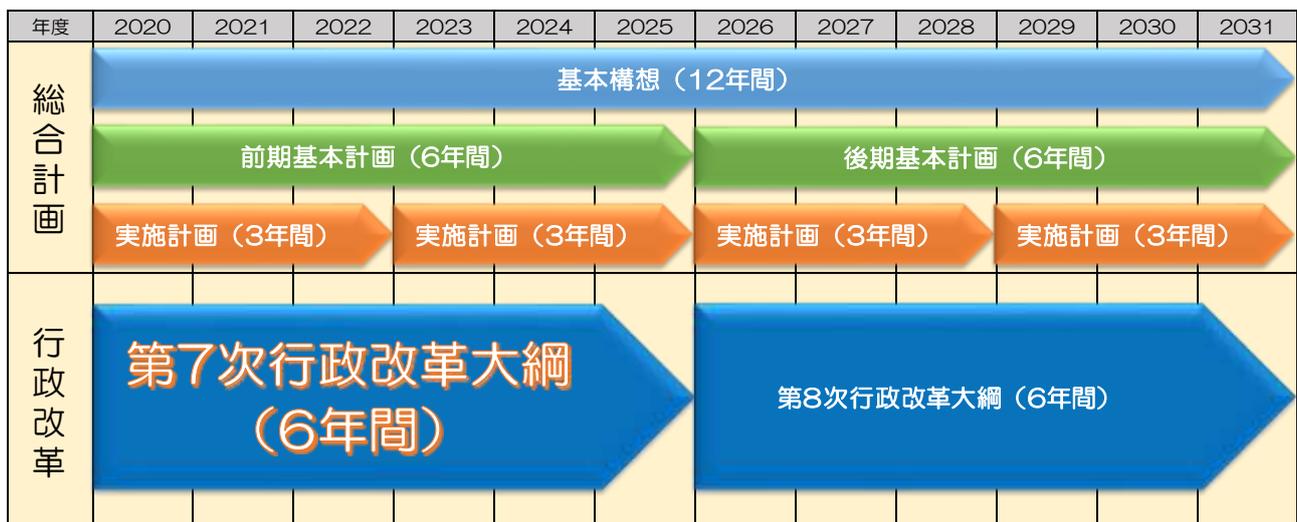
基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画（以下「官民データ活用推進計画」という。）の策定に努めることとされています。

官民データ活用推進計画の策定では、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上に寄与すること等を目的としており、その趣旨が本行政改革大綱の一部取組みと一致することから、本行政改革大綱は、官民データ活用推進計画を兼ねるものとして位置付けるとともに、具体的な取組みについてはアクションプランにその内容を示します。

## II 取組期間及び計画内容のローリング

### 1 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）の6年間とします。  
これは、総合計画との一体的な推進を図るため、前期基本計画期間と合わせるものです。



### 2 計画内容のローリング（見直し）

行政改革を進めるにあたっては、PDCAサイクルを推進する観点から、取組を漫然と実施するのではなく、計画どおり進捗しているか、また、目標とした成果があがっているかを定期的に点検・評価し、期待どおりの成果が得られていない場合には、改善を図っていきます。

#### （1）計画期間3年目での振り返り

アクションプランで取組む実施改革項目は、2年間経過後の令和4年度（2022年度）に令和3年度（2021年度）末の取組の進捗状況等を確認し、令和5年度（2023年度）以降の計画内容に反映することとします。

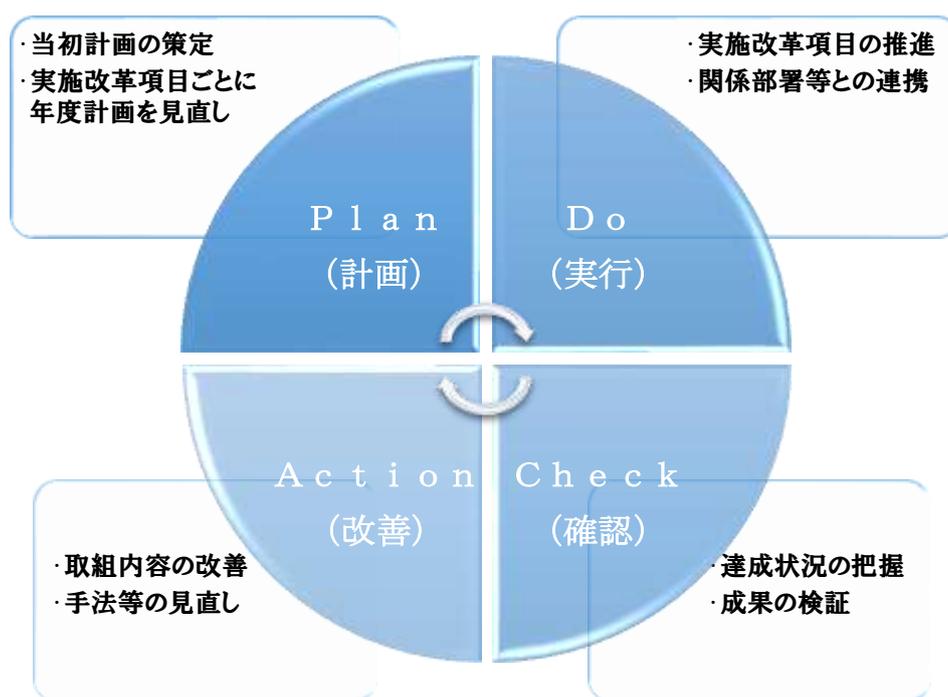
ただし、ここでの見直しは、当該実施改革項目を2年間取り組み、方向性に変更があったものや、課題の変化、目標の達成状況などの実態にあわせて、大きく計画内容や目標設定に見直しが必要なもの、あるいは新規に取組みを加えていく必要があるものに限ります。



## （2）目標達成に向けたPDCA

今回、アクションプランについては、6年間と長期の取組みとなっています。このことで、重要な課題等に対しては、計画的に検討等を深めて推進することが可能となりましたが、その半面、長い取組み期間中においては、現状予期せぬ状況の変化等も考えられます。

このことから、取組みを推進するアクションプランの実施改革項目については、毎年、効率的な取組みとなるよう、目標達成に向けた手段や手法を年度当初に計画して当該年度の取組みを進行することとし、毎年度、当該実施改革項目について、所管部署がPDCAサイクルによる計画の見直しを行いながらアクションプランの推進を図ります。



# 第2章 アクションプランの取組内容

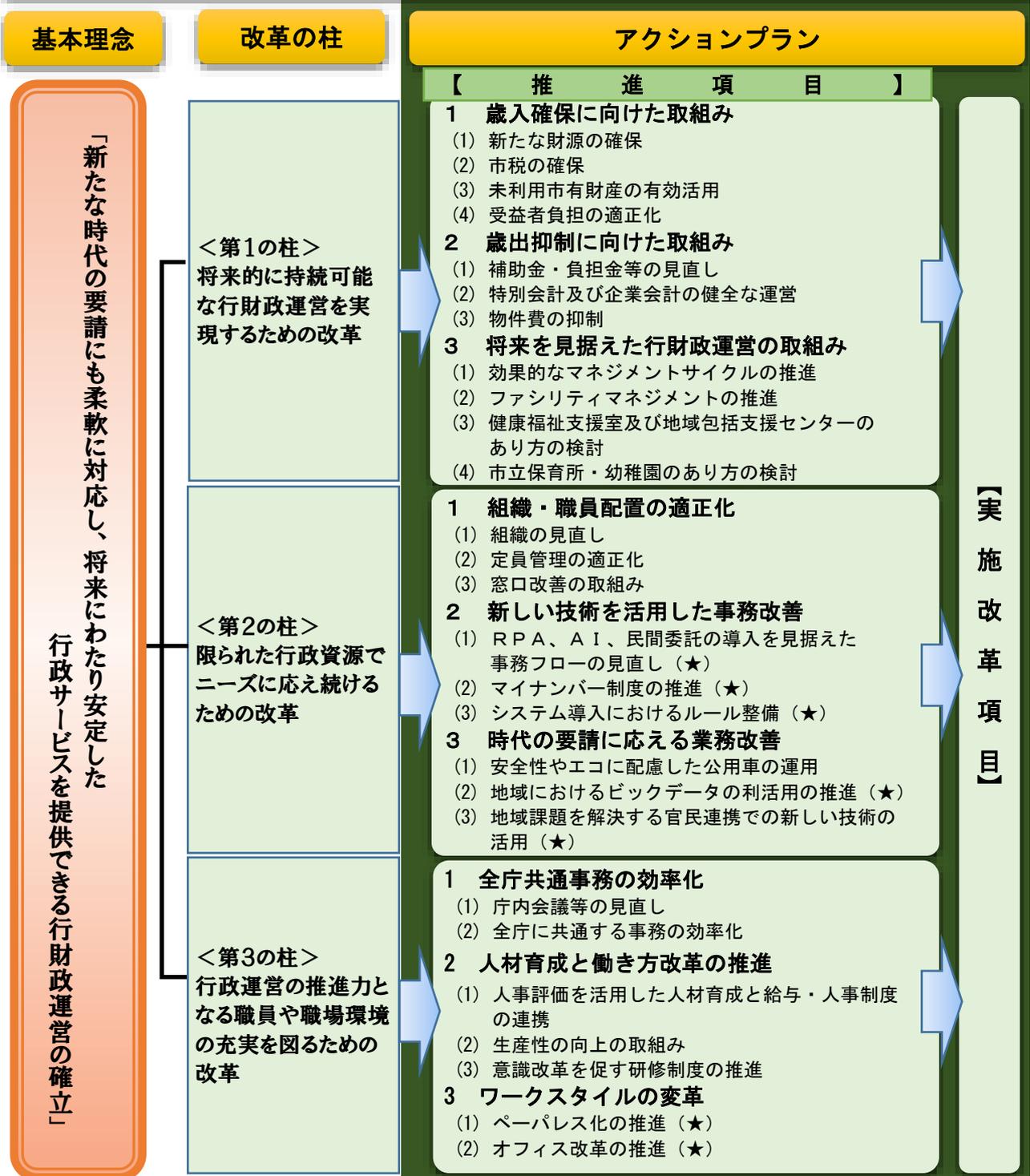
## I アクションプランの体系

### 取組みの指針

(1) 効率的・効果的な行財政運営のため、「選択」と「集中」を推進

(2) 重点的取組と目指すべき視点

- ① 経常経費の抑制、② 公共施設マネジメントの推進、③ 市民、職員、双方における満足度の向上



注) 項目の末尾、星印(★)の取組みは、「官民データ活用推進計画」での取組みを兼ねています。

## II 実施改革項目

### <第1の柱> 将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

#### 1 歳入確保に向けた取組み

##### (1) 新たな財源の確保

目指すべき改革の効果	ふるさと納税制度では、更なる財源確保策として、本市の政策やまちづくりに共感してくれる寄附者の増加や、地域経済の活性化に繋がるような返礼品の見直し等を行う。また、新たな取組みについても積極的に推進し、更なる歳入の確保により財政運営の安定化を図る。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	ふるさと納税の推進	財政課		継続実施	→					
②	クラウドファンディングの活用	財政課		検討	方針決定	実施	→			
③	ネーミングライツ制度の導入	財政課		検討	方針決定	実施	→			
④	広告収入等による財源の確保	秘書広報課	財政課	継続実施	→					

##### (2) 市税の確保

目指すべき改革の効果	公平かつ適正な課税及び税負担の公平性や市税収入の確保に努め、持続可能な行財政運営を可能とする。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	未申告指導の推進	課税課		継続実施	→					
②	電子申告の普及推進	課税課		継続実施	→					
③	収納率向上のための体制強化	納税課		検討	準備	実施	→			
④	新たな納入方法の導入に向けた検討	納税課		方針決定	準備	実施	→			

### (3) 未利用市有財産の有効活用

目指すべき改革の効果	未利用市有財産の管理件数を減少させて除草等の維持管理費を削減するとともに、売却収入や貸付収入により市の財源確保を図る。貸付や売却処分等を積極的に進め財源確保を行う。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	未利用市有財産の売却及び貸付の推進	管財契約課		継続実施						
②	未利用教育財産の跡地利用の検討	教育総務課	資産管理課	用途廃止	利活用等方針決定	利活用等完了、継続				

### (4) 受益者負担の適正化

目指すべき改革の効果	負担の公平性の確保や受益者負担の原則の観点から、平成24年度に策定した「使用料・手数料及び分担金の見直しに関する基本方針」を改定し、昨今の社会情勢や行政ニーズ等を考慮した方針内容や作業内容とすることで、適正な料金水準を維持する。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	受益者負担の適正化に係る制度の見直し	財政課		問題点等確認	基本方針改定	新方針実施				
②	受益者負担の随時見直し	財政課		見直し検討	実施					

## 2 歳出抑制に向けた取組み

### (1) 補助金・負担金等の見直し

目指すべき改革の効果	昨今の社会情勢や行政ニーズ等を鑑み、目的を達した補助金等の廃止や補助内容の見直しを図る等、市政に即した事業の推進と経費の適正化を図る。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	補助金・負担金等の見直し	財政課		見直し実施	当初予算反映					

## (2) 特別会計及び企業会計の健全な運営

目指すべき改革の効果	繰入金の考え方や使用料金の見直しのルールを明確化し、一般会計からの繰入金の抑制、使用料金の適正化を図る。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	国民健康保険特別会計の健全化	保険年金課	健康推進課 納税課	継続実施	→					
②	公共下水道事業会計の健全化	下水対策課		継続実施	→					
③	農業集落排水事業会計の健全化	下水対策課		継続実施	→					

## (3) 物件費の抑制

目指すべき改革の効果	業務委託の内容の見直し等により物件費を抑制し、歳出抑制を図る。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	物件費の抑制	財政課		継続実施	→					

### 3 将来を見据えた行財政運営の取組み

#### (1) 効果的なマネジメントサイクルの推進

目指すべき改革の効果	中長期的な視点に立った計画的な経営基盤や、財政マネジメント等を可能とする仕組みを構築して運用することで、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供できる。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	政策決定における財務諸表の活用	財政課		継続実施	→					
②	行政評価システムの改善・活用	企画課	財政課 行政管理課	問題点確認、検討	事務フロー見直し完了					

## (2) ファシリティマネジメントの推進

目指すべき改革の効果	公共施設等については、それらを経営資源と捉え、経営的視点に基づき、コストの最小化や施設効用の最大化を図る。これにより、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源の中で将来にわたり継続的な行政サービスの提供を可能とする。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	—				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	PPP（公民連携）の推進	行政管理課	資産管理課	継続実施	→					
②	公共施設の再編・整備の推進	資産管理課		既存計画改定	→	新規計画策定				

## (3) 健康福祉支援室及び地域包括支援センターのあり方の検討

目指すべき改革の効果	健康福祉支援室及び地域包括支援センターのあり方について検討し、今後見込まれる支援ニーズの多様化及び量的拡大に対応し得る地域に密着した相談・支援体制を再構築することで、充実した地域包括支援機能の提供を実現する。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	—				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	健康福祉支援室のあり方の検討及び方針の決定並びに方針に基づく運営の実施	地域福祉課	高齢者支援課 健康推進課	検討	方針決定	準備	方針に基づく運用開始	→		
②	地域包括支援センターの体制強化の検討と実施	高齢者支援課		検討	方針決定	準備	方針に基づく運用開始	→		

## (4) 市立保育所・幼稚園のあり方の検討

目指すべき改革の効果	現状の人口分布や将来推計、また施設の管理運営体制等をも考慮した展望を検討し、今後も多様なニーズに応える保育サービスの提供や保育量の確保を行いつつ、将来を見据えた子育て環境を提供する。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	—				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	市立保育所・幼稚園の運用体制の検討	子育て支援課	保育課 学校教育課	検討	方針決定	調整等実施	方針に基づく運用開始	→		

## <第2の柱> 限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

### 1 組織・職員配置の適正化

#### (1) 組織の見直し

目指すべき改革の効果	部の調整機能の強化や業務の一元化を行い、非効率部分の解消に向けた組織の見直しを行うことで、効率的で円滑な執行体制を構築する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	－	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	公金徴収業務の効率化を図る体制の一元化	行政管理課	納税課	検討	→	方針決定	実施	→	→
②	部のマネジメントの効率化	総務課		検討 方針決定	準備	実施	→	→	→

#### (2) 定員管理の適正化

目指すべき改革の効果	各課等の業務量を踏まえ、職種別の定員数、正規職員と非正規職員の適切な人員数を検討して、職員数の適正化及び人件費の抑制を実現する。								
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	定員管理の適正化	行政管理課		検討	計画策定	職員配置等 検討	→	→	→

#### (3) 窓口改善の取組み

目指すべき改革の効果	庁舎整備も予定されていることから、窓口の業務フローの見直しを図り、窓口の効率化や住民サービスの向上につなげる他、集約が図れる手続きを洗い出し、窓口の一元化や民間委託等を行うことで職員数を抑制する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	窓口業務に関する改善改革（再構築）の推進等	行政管理課		検討 方針決定	準備	実施	→	→	→

## 2 新しい技術を活用した事務改善

### (1) RPA、AI、民間委託の導入を見据えた事務フローの見直し

目指すべき改革の効果	「RPA」や「AI」といった新しい技術や民間委託の導入等により、定型的な事務処理の効率化や事務負担の軽減が図られ、人件費の削減や職員の適正配置に資する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの削減	向上	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	RPA、AI、民間委託の導入を見据えた事務フローの見直し	行政管理課		検討、 実証実験	準備	実施	→		

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

### (2) マイナンバー制度の推進

目指すべき改革の効果	マイナンバーカードの申請時におけるサポートや活用機会を増やす等、行政サービスの充実を図り、マイナンバーカードの交付拡大と市民サービスの向上を実現する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの削減	—	職場環境の改善	—			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	マイナンバーカードの利用拡大に向けた検討	行政管理課		検討 方針決定	準備、 実施	→			
②	マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進	行政管理課		準備、 実施	→				
③	マイナンバーカードの交付促進	市民課		継続実施	→				

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

### (3) システム導入におけるルール整備

目指すべき改革の効果	クラウドサービスの利用によるコストの削減やセキュリティ水準の向上、また、業務の標準化等によるベンダーロックインの回避により、適切な情報システムを導入するとともに、コストの抑制が期待できる。								
	住民サービスの向上	—	コストの削減	向上	職場環境の改善	—			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	システムの構築や導入における民間サービス利用の促進	行政管理課		検討、 導入	→				
②	業務、情報システムや保有データの標準化の推進	行政管理課		継続実施	→				

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

### 3 時代の要請に応える業務改善

#### (1) 安全性やエコに配慮した公用車の運用

目指すべき改革の効果	公用車の効率的な運用を図るとともに、車両更新に合わせた安全装置等の装備の検討、またエコカーへの切り替え等、安全性や環境に配慮した公用車の導入を推進することで、交通事故の削減や環境保全に繋がる。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	—				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	安全性やエコに配慮した公用車の運用	管財契約課		検討	検討及び導入					

#### (2) 地域におけるビックデータ利活用の推進

目指すべき改革の効果	庁内の部局・分野に加えて、都道府県や他の市町村等との連携可能性を踏まえて、広域でのデータの利活用のあり方についても検討することで、より効果的な施策への活用を図る。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	—	職場環境の改善	—				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	地域におけるビックデータ利活用の推進	行政管理課	総務課、企画課	検討		方針決定	実施			

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

#### (3) 地域課題を解決する官民連携での新しい技術の活用

目指すべき改革の効果	新しい技術を活用した様々な施策を検討、実施することによって、住民サービスの向上とともに、地域経済の活性化や地域課題の解決を図る。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	—				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	公共交通における新しい技術の活用検討	企画課		検討、調査	協議	検討、準備				
②	AIを活用した問合せ窓口の検討	行政管理課		検討		方針決定	実施			
③	新たな医療情報提供システムの検討	健康推進課		調査、検討	関係機関協議	方針決定	準備	実施		

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

## <第3の柱> 行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

### 1 全庁共通事務の効率化

#### (1) 庁内会議等の見直し

目指すべき改革の効果	効果的な庁内会議の運営を実現することで、短時間で円滑な庁内合意や方針決定等が行われ、業務時間が確保できるとともに、生産性の向上にもつながる。								
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	会議の効率的な運営に関するルール化の検討	総務課		検討、 試行	ルール化 完了	→			
②	電子黒板やタブレット端末等を活用した会議の検討	行政管理課		検討	準備	試行、 実施	→		

#### (2) 全庁に共通する事務の効率化

目指すべき改革の効果	全庁に共通する事務の効率化により、住民サービス向上に寄与する施策の企画立案に割く時間を生み出すことができる。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	予算編成事務の効率化	財政課	会計室	検討	準備	試行、 実施	→		
②	庁内報告文書等の一括処理	総務課		準備、 実施	→				
③	契約事務の効率化	管財契約課		検討	準備	実施	→		
④	施設管理に共通する電力契約、点検や清掃委託等の集約化の検討	資産管理課		検討	準備	実施	→		

## 2 人材育成と働き方改革の推進

### (1) 人事評価を活用した人材育成と給与・人事制度の連携

目指すべき改革の効果	任用制度の見直しや人事評価制度と連携した給与・人事制度の構築により、職員1人1人の能力向上とモチベーションのアップを図り、住民サービスの向上につなげる。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	－	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	職階や任用に係る人事制度の見直し	総務課	行政管理課	検討	→	→	準備	実施	→
②	人事評価制度と連携した人材育成及び給与・人事制度の構築	総務課		方針決定	実施	→	→	→	→

### (2) 生産性の向上の取組み

目指すべき改革の効果	長時間労働に対する意識改革、長時間勤務職場等における生産性向上の取組みを実施することにより、職員の業務負担が軽減され、ワークライフバランスの維持につながる。								
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	働き方を意識した時間外勤務の抑制	総務課		継続実施	→	→	→	→	→
②	業務マニュアルの整備	行政管理課		検討	→	方針決定	実施	→	→
③	長時間勤務職場等における業務改革・改善の推進	行政管理課		継続実施	→	→	→	→	→

### (3) 意識改革を促す研修制度の推進

目指すべき改革の効果	管理職のマネジメント力が強化され、また他自治体や民間企業での研修を受けることで、業務の効率化や組織の活性化へと繋がり、職員1人1人が共通の目標に向かって職務に邁進し、組織全体の業務の質が向上する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	管理職のマネジメント力の強化	総務課		検討	継続実施	→	→	→	→
②	他自治体や民間企業への研修派遣の検討、実施	総務課		検討	継続実施	→	→	→	→

### 3 ワークスタイルの変革

#### (1) ペーパーレス化の推進

目指すべき改革の効果	電子化に伴う紙文書の削減とワークスタイルの変革による事務の効率化を一層推進することで、用紙及び印刷コストの削減、また庁舎内における書庫スペースの削減等、ペーパーレス化による効果が期待できる。									
	住民サービスの向上	－	コストの削減	向上	職場環境の改善	向上				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進	総務課		検討	継続実施	→				
②	議会関係文書のデジタル化	総務課 議会事務局	行政管理課	検討	準備	実施	→			
③	工事関係書類の電子データ等の活用	管財契約課	資産管理課 都市整備課	検討	方針決定	実施	→			

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

#### (2) オフィス改革の推進

目指すべき改革の効果	スペースの有効活用による機動的な打合せ場所の確保、ペーパーレス化推進によるタブレット端末の導入等、部署の垣根を越えた他課とのコミュニケーションの活性化を図ることにより事務環境を改善し、働きやすい職場環境を構築する。									
	住民サービスの向上	－	コストの削減	向上	職場環境の改善	向上				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	新たなコミュニケーションツールの導入に向けた検討	行政管理課		検討	方針決定	導入	→			
②	モバイル端末の活用の推進	行政管理課		検討	方針決定	導入	→			

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

## <用語説明>

### 【五十音順】

#### ●クラウドファンディング

新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者（＝crowd〔群衆〕）から少額ずつ資金を集める仕組みのことです。

#### ●ネーミングライツ

市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法です。

#### ●ファシリティマネジメント

企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のことです。ファシリティ（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営活動のことです。

#### ●マイナンバーカード

住民の皆様からの申請により交付されるプラスチック製のカードです。カードのおもて面には御本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されていますので、本人確認のための身分証明書として利用できます。また、カードの裏面にはマイナンバーが記載されていますので、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できます。

#### ●マイナポータル

政府が運営するオンラインサービスです。

行政機関が保有する自分の特定個人情報確認ができるほか、行政機関同士が自分の特定個人情報をどのように受け渡ししたか、その履歴を確認することができます。

また、「ぴったりサービス」では、子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（電子申請）を行うことができます。

### 【アルファベット順】

#### ●AI（人工知能）

人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断について、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたものです。

#### ●PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）

官と民がパートナーを組んで事業を行うことです。

#### ●RPA（ロボティックプロセスオートメーション）

人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替することです。

●「【資料①】第7次行政改革大綱（案）に係るパブリックコメント手続の実施について」の訂正箇所について

整理番号	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
2	<p>呼称の変更について問う 第7次から「行政改革」と改称された。遡れば第1次から第3次までは「行政改革」だったものが第5次に「行政経営計画」と改称され、6次はそのまま「行政経営計画」が引き継がれた。 当時の出口市長は経営計画と改称された理由を第5次行政改革推進委員会 で以下のように述べていると記憶する。 ・5年ほど前から先進自治体が「経営計画」と呼称するようになった。行政改革は行政経営のツールであることから5次から呼称を行政経営計画と改めた。 また議会でこう述べている。 ・常に自らを改革していく行政経営を行うことによって、行政改革を一層推進していくことを狙いとして・・・ ・総合計画の着実な推進を図るため（略）効果的、効率的な行政運営に計画的に取り組む行政改革・・・と 第7次からなぜ改称したのかの説明がない。 改称の理由と狙いは何か、 提案として「行財政改革・業務改善（カイゼン）計画」と改称することを提案する。 理由としてはアクションプランの狙いは行財政改革であり且つ日常業務の改善である。更に厳しい言い方をすればアクションプランの中に特筆すべき改革に相当するものが見当たらないし業務改善の延長のように思われる。 呼称を「行財政改革・業務改善（カイゼン）計画」へ改称することを提案したい。他の先進自治体でも同様な呼称をしているところがある。</p>	C	<p>本市では、ご意見の中でも記載いただいておりますとおり、第5次行政改革大綱から「行政経営計画」との冠名をつけて、行政改革の取組みを進めて参りました。 これは地方分権の推進に伴い、地域自らがその実情に即した行政運営を主体的かつ効果的に行うため、民間的な経営感覚を意識した取組みが必要であるとする考えからです。 この基本的な考え方については、変更はございませんが、このたびの呼称の変更については、策定作業の中で、行政経営という視点は、本来、行政改革だけではなく、<b>財政に関する計画</b>や総合計画をはじめとした各種事業計画等が網羅されていなければならないのではないかと、また「行政経営計画」と「行政改革大綱」との呼び名が2つあることが分かりづらい等の意見があり、これまでの行政改革の継続的な取組み等を考慮し、行政改革大綱の呼び名を残して「行政経営計画」の呼び名を削除したものです。 なお、ご意見の中において記載いただいております「行政改革は行政経営のツール」とする考え方は変わっておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。</p>
4	<p>アクションプランとして55項目取り上げているが中身を見ると15項目が第6次で完了し第7次で継続実施となっている。既に業務システムとして標準化されるルーテン業務として遂行されているのであれば第7次改革項目として入れるべきではないと思う。 一例を挙げれば税金の未申告指導推進、物件費の抑制、政策決定における財務諸表の活用、時間外勤務の抑制、特別会計及び企業会計の健全な運営などは日常業務そのものではないかと思う。少なくとも15項目が該当すると思われる。 単に職員に対しての意識付けする為の記載なら不要ではないか。削除を提案する。</p>	D	<p>第6次行政改革大綱において取組みが完了し、第7次行政改革大綱においても引き続き取り組む項目については、新たに高い目標を設定して取り組むものや、違った視点で更なる効果を目指すもの等があり、基本的に全く同じ内容の取組みを継続する予定はありません。 なお、今回のパブリックコメントは、「第7次行政改革大綱（案）」の内容について、意見を募集したものであり、アクションプランは参考資料として添付しております。 アクションプランにつきまして、現在、<b>市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との</b>最終的な調整を行っております。左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>各アクションプランの目指すべき改革の効果に定量的な目標値を入れるべき。</p>	D	<p>アクションプランにつきまして、現在、<b>市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との</b>最終的な調整を行っております。左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。 なお、ご意見にありますとおり、本来、行政改革は、その効果、成果を見定め取り組むものと認識しておりますが、このたびの参考資料であるアクションプランには、紙面上での情報量も限りがあるため、目標値の表記はしていません。 このたびの「第7次行政改革大綱（案）」につきましては、その位置付けを総合計画の下支えとしていることから、アクションプランの策定に際しましては、目標値やスケジュール等に関しまして、総合計画との整合を図る考えであります。 また、本市にとって有益な取組みであるかどうか検討を経てから目標値を設定する予定であるもの等もあり、全ての取組みについて当初から目標値の設定を行うことは困難であるとも考えております。 よって、目標値については、今後、取組みの実績をホームページ等で掲載していく中で、表記できるものから公表していくことを考えております。</p>

整理番号	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
8	<p>経常収支比率目標値2025年度92.1%は甘くないか。</p> <p>君津4市の財政優良児であった当市は経常収支比率が年々右肩下がりで悪化、平成30年度は94.5%で最下位、財政調整基金も減少の一途である。</p> <p>平成30年度の実績を見ると千葉県のが平均値が92.1%、君津市90.1%、富津市89.8%、木更津市が本市に次いで悪く93.4%である。90%を目指さないか。</p>	A	<p>経常収支比率は、財政の硬直化を示す指標です。本市では、その上昇が懸念されており、平成30年度においては94.5%でした。このたび、行政改革の目標値としては、令和7年度（2025年度）に92.1%としておりましたが、<b>財政部局等とも調整を図り、90%を目指すものと、目標値の変更をさせていただきます。</b></p>
9	<p>名称の変更を提案したい</p> <p>「第7次行政改革アクションプラン」を「第7次行財政改革・業務改善実行プラン」への変更をすることを提案する。</p>	D	<p>アクションプランにつきまして、現在、<b>市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との最終的な調整を行っております。</b>左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>第1の柱 3-(3)(4) 8ページ</p> <p>(3)健康福祉支援室及び地域包括支援センターの在り方検討</p> <p>(4)私立保育所、幼稚園の在り方の検討</p> <p>計画では検討、準備に3年、実施開始4年目？5年目？からである。少子高齢化が急速に進展している中で喫緊の課題である。計画の見直し、前出しを望む。</p>	D	<p>アクションプランにつきまして、現在、<b>市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との最終的な調整を行っております。</b>左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>8ページに「ファシリティマネジメントの推進」とあるが分かりやすく「公共施設の維持管理」などと日本語表示にする。</p>	D	<p>アクションプランにつきまして、現在、<b>市長との基本政策のすり合わせや、各担当課等との最終的な調整を行っております。</b>左記のご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、標記につきましては、関連性の観点から他計画との整合等を考慮するとともに、市民の方にも分かりやすいものとなるよう、出来る限り注釈を追記する等の配慮を考えてまいります。</p>

●「【資料③】第7次行政改革大綱 アクションプラン（案）」の訂正箇所について

p.8 (2) ファシリティマネジメントの推進

②公共施設の再編・整備の推進の年度計画部分

【訂正前】

②	公共施設の再編・整備の推進	資産管理課		既存計画改定	→	新規計画策定			
---	---------------	-------	--	--------	---	--------	--	--	--



【訂正後】

②	公共施設の再編・整備の推進	資産管理課		既存計画改定	→	新規計画策定	計画に基づき実施	→	
---	---------------	-------	--	--------	---	--------	----------	---	--